



株式会社
商事法務

2024 年 12 月

BUSINESS LAW SCHOOL

商事法務ビジネス・ロー・スクール

セミナー案内

受講のお申込みについて

受講のお申込みは、株式会社商事法務 WEB サイト (<https://www.shojihomu.co.jp/>) の各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえ F A X ・ 郵便にてご送付ください。

商事法務 WEB サイトはこちら



セミナー案内メールマガジンについて

全セミナーをご案内する火曜版、おすすめセミナーをピックアップしてご案内する金曜版を配信しています。

メールマガジン登録はこちら



株式会社
商事法務

〒 103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント 3 階
TEL: 03-6262-6761 FAX: 03-6262-6802
E-mail: law-school@shojihomu.co.jp

	ご案内セミナー	講 師	開催日／配信期間 申込期限	頁
株主総会	上場会社のための 2025 年定時株主総会の準備 【東京会場】	角田大憲 弁護士	12/16 (月) 申込期限 12/13 (金)	5 開催間近
	先輩に学ぶ 株主総会の基礎と実務・取組み ～総会担当者の1年～ 【東京会場】	猪越 樹 ソニーグループ 他	1/15 (水) 申込期限 1/14 (火)	6
	2 時間で学ぶ 総会担当者必修判例 30 選 ～事案から押さえる総会運営の留意点～ 【東京会場】	本村 健 弁護士 他	1/15 (水) 申込期限 1/14 (火)	7
	2025 年株主総会に向けたポイント解説 (全 8 回) ～準備段階から当日運営まで～ 【LIVE】 ※オンデマンド配信あり	井上真一郎 弁護士 他	第 1 回 10/15 (火) 最終回 2/18 (火)	8
	2025 年総会の展望と課題整理 ～シェアホルダー・リレーションズのより効果的実践のポイント～ 【WEB】	菊地 伸 弁護士 他	配信中～ 12/25 (水) 申込期限 12/18 (水)	9 締切間近
	株式事務の基礎知識と担当者の役割 ～新任担当者必須の知識をやさしく解説～ 【WEB】	中川雅博 三菱 UFJ 信託銀行	配信中～ 1/24 (金) 申込期限 1/17 (金)	10
	基礎から学びたい人のための 株主総会事務局の実務 (全 2 回) 【WEB】	牧野達也 三菱 UFJ 信託銀行	配信中～ 2/28 (金) 申込期限 2/20 (木)	11
	アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応 ～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～ 【WEB】	伊藤広樹 弁護士 他	12/3 (火) ～ 5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	12
	事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント 【WEB】	石井裕介 弁護士	12/26 (木) ～ 5/30 (金) 申込期限 5/23 (金)	13
コーポレートガバナンス	あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と 進化するガバナンスの工夫 ～企業の取組事例を参考にして～ 【東京会場】	塚本英巨 弁護士	12/11 (水) 申込期限 12/10 (火)	14 開催間近
	海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント ～地政学リスク・人 権等も含め、変動する世界に対応するために～ 【東京会場】 会場開催のみ	梅津英明 弁護士	12/13 (金) 申込期限 12/6 (金)	15 開催間近
	新任担当者のための コーポレートガバナンス・コード解説 ～コードを踏まえた取締役会・株主総会運営の基本ポイント～ 【東京会場】	内田修平 弁護士	12/17 (火) 申込期限 12/16 (月)	16 開催間近
	株主アクティビズムの傾向と対策 ～分析を通して 2025 年の展望をうらなう～ 【東京会場】	松下 憲 弁護士	1/28 (火) 申込期限 1/27 (月)	17
	取締役会を中心とした コーポレートガバナンスの最新動向と対応 【WEB】	澤口 実 弁護士	配信中～ 1/10 (金) 申込期限 12/23 (月)	18 締切間近
	取締役会改革の実践手法 ～課題を乗り越え企業価値向上を果たす～ 【WEB】	佃 秀昭 ボードアドバイザーズ	配信中～ 1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	19
	指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント ～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～ 【WEB】	渡辺邦広 弁護士	配信中～ 1/31 (金) 申込期限 1/24 (金)	20
	取締役会評価の実務 ～評価の最新動向と事例から見る課題への取組み～ 【WEB】	高山与志子 ジェイ・ ユース・アイアール 他	配信中～ 1/31 (金) 申込期限 1/24 (金)	21
	アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか ～押さえておきたい重要ポイント～ 【WEB】	太田 洋 弁護士	12/4 (水) ～ 2/18 (火) 申込期限 2/10 (月)	22
	役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～ 【WEB】	高田 剛 弁護士	12/6 (金) ～ 2/18 (火) 申込期限 2/10 (月)	23
	企業価値向上につなげる SR 活動 ～投資家が取締役会にいま本当に求めているもの～ 【WEB】	藏本祐嗣 日本のせんたく立案支援工房	12/17 (火) ～ 2/18 (火) 申込期限 2/10 (月)	24
	グループ会社管理におけるリスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～企業はいま何を検証すべきか～ 【WEB】	三笥 裕 弁護士	12/18 (水) ～ 2/18 (火) 申込期限 2/10 (月)	25
	グローバル株式報酬制度の法務・税務上の留意点 【基礎編・応用編】 【再募集】	齋藤宏一 弁護士	配信中～ 12/23 (月) 申込期限 12/16 (月)	54 締切間近
会社法・金商法・上場規則	法務担当者のためのインサイダー取引規制対応の実務 【題 1 部：LIVE + 第 2 部：東京会場】	戸嶋浩二 弁護士 他	1/21 (火)・2/27 (木) 申込期限 2/26 (水)	26
	ディスクロージャーの実務 ～基礎の確認から近時の動向まで～ 【東京会場】	浜田 宰 弁護士・公 認会計士	2/7 (金) 申込期限 2/6 (木)	27
	事例で学ぶ適時開示 ～基礎知識から実務対応まで～ 【東京会場】	伊東祐介 弁護士	2/12 (水) 申込期限 2/11 (火)	28
	ベーシック金商法 <開示編> 【東京会場】	谷口義幸 プロネクサス	2/14 (金) 申込期限 2/13 (木)	29
	ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～ 【WEB】	増田健一 弁護士	配信中～ 12/23 (月) 申込期限 12/16 (月)	30 締切間近
	新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント 【WEB】	小林章博 弁護士	配信中～ 1/10 (金) 申込期限 12/23 (月)	31 締切間近
	株式会社法基礎講座 ～「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説～ 【WEB】	川口恭弘 同志社大学教授	配信中～ 1/31 (金) 申込期限 1/24 (金)	32
	新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」 ～事例を通して役員責任の大枠を掴む～ 【WEB】	福岡剛志 弁護士 他	12/24 (火) ～ 2/25 (火) 申込期限 2/17 (月)	33
	企業担当者が留意すべき インサイダー取引規制のポイント解説 【再募集】	上島 正道 弁護士	配信中～ 1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	56

法務一般	初心者のための企業法務入門 ～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～【再募集】	菅原貴与志 弁護士	配信中～12/23 (月) 申込期限 12/16 (月)	55 締切間近
	〔重点集中講義〕 総務担当者のための法律知識と法律技術【再募集】	松本伸也 弁護士	配信中～1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	55
	リーガルマインド 法律入門 ～法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ～【再募集】	弥永真生 明治大学教授	12/3 (火)～2/13 (木) 申込期限 2/5 (水)	59
取引法務	印紙税の基本～事例で学ぶ実務対応～【東京会場】 会場開催のみ	山端美德 税理士・行政書士	1/17 (金) 申込期限 1/16 (木)	34
	契約交渉ロールプレイング～実務的な落としどころを探る～【東京会場】	沓岐祐哉 弁護士 他	1/29 (水) 申込期限 1/28 (火)	35
	契約実務から民法を学ぶ～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～【東京会場】	齋藤弘樹 弁護士	2/13 (木) 申込期限 2/12 (水)	36
	法務カウンセリングの技術～ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを習得する～【大阪会場】 会場開催のみ	松本伸也 弁護士	3/3 (月) 申込期限 2/25 (火)	37
	契約審査における税務の勘所 ～印紙税・消費税を題材として～【WEB】	安田雄飛 弁護士・税理士	配信中～2/3 (月) 申込期限 1/27 (月)	38
	基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方 (全3講) ～担当者に必須の実用知識を重点集中解説～【WEB】	太田大三 弁護士	配信中～2/7 (金) 申込期限 1/24 (金)	39
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」ポイント解説【契約編】 (全3講) ～実務から考える契約条項の基本と実践～【WEB】	片桐 大 弁護士 他	配信中～3/10 (月) 申込期限 3/3 (月)	40
	基礎から確認 契約業務の実用知識 ～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～【再募集】	堀江泰夫 日鉄ケミカル&マテリアル	配信中～12/23 (月) 申込期限 12/16 (月)	54 締切間近
	情報システムの開発に関する法律問題 ～近時の裁判例を参考に～【再募集】	松島淳也 弁護士	配信中～1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	56
	脱初心者のための一緒に考える英文契約実践講座【再募集】	辻野篤郎 弁護士	12/3 (火)～2/13 (木) 申込期限 2/5 (水)	58
リスク対応	電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント【再募集】	宮内 宏 弁護士	12/3 (火)～2/13 (木) 申込期限 2/5 (水)	58
	法務スタッフのための「これだけは知っておきたい」ポイント解説【紛争編】 ～紛争事例で考える契約条項～【東京会場】	上村哲史 弁護士 他	12/18 (水) 申込期限 12/17 (火)	41 開催間近
	先例から学ぶ 企業不祥事への備え (全12回) ～『企業不祥事インデックス』を紐解きながら～【LIVE】 ※オンデマンド配信あり	上谷佳宏 弁護士 他	第1回 10/1 (火) 最終回 12/17 (火)	42
内部通報対応	講師の実体験から学ぶ半グレ対応 ～毅然とした態度で臨むための心得と備え～【WEB】	森原憲司 弁護士	12/20 (金)～2/20 (木) 申込期限 2/13 (木)	43
	内部通報制度 調査・認定・フィードバックの技術【WEB】	大月雅博 弁護士	配信中～1/14 (火) 申込期限 12/25 (水)	44 締切間近
	本気で取り組む！内部通報の実効性向上 ～経営トップ・役員を巻きこんでの施策とは～【WEB】	沖田美恵子 弁護士	配信中～1/14 (火) 申込期限 12/25 (水)	45 締切間近
	「従事者」と会社のための10か条の心得【再募集】	森原憲司 弁護士	配信中～1/14 (火) 申込期限 12/25 (水)	57 締切間近
	ベーシック公益通報者保護法【再募集】	中野 真 弁護士	配信中～1/14 (火) 申込期限 12/25 (水)	57 締切間近
データ	公益通報対応業務の実務ガイド 2024 ～従事者・担当者のためのQ&A～【再募集】	中村克己 弁護士	配信中～1/14 (火) 申込期限 12/25 (水)	58 締切間近
	個人情報関連法令の総ざらい ～ケーススタディに基づいて～【東京会場】	影島広泰 弁護士	1/24 (金) 申込期限 1/23 (木)	46
	3時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務【WEB】	影島広泰 弁護士	配信中～1/31 (金) 申込期限 1/24 (金)	47
独禁・下請法	ベーシック独占禁止法 ～事例で学ぶ独禁法の考え方～【東京会場】	菅久修一 ベーカー&マッケンジー法律事務所	2/4 (火) 申込期限 2/3 (月)	48
	ベーシック下請法<フォローアップ動画付>【再募集】	長澤哲也 弁護士	12/16 (月)～2/28 (金) 申込期限 2/21 (金)	59
知財	著作権とうまく付き合うための総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～DX時代、AI時代の基礎知識から、使う・守る場面まで～【再募集】	池村 聡 弁護士	配信中～1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	56
消費者対応	法務・総務部門が知っておきたい カスハラ対策の現状と課題 ～従業員の離職を防ぎ、会社の生産性を上げる～【東京会場】	中山泰章 弁護士・弁理士	12/19 (木) 申込期限 12/18 (水)	49 開催間近
	企業法務における宣伝・マーケティング ～最新事例をベースに押さえるリスク管理の要点～【WEB】	池田 毅 弁護士	配信中～1/15 (水) 申込期限 1/7 (火)	50
	裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用【WEB】	原戸稲男 弁護士	配信中～1/31 (金) 申込期限 1/24 (金)	51
	ベーシック景品表示法【再募集】	古川昌平 弁護士	12/3 (火)～2/13 (木) 申込期限 2/5 (水)	59
環境	サステナブルなビジネス展開のための 廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ ～規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで～【東京会場】	猿倉健司 弁護士 上田朱音 弁護士	1/21 (火) 申込期限 1/20 (月)	52
	総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務【再募集】	佐藤 泉 弁護士	配信中～12/23 (月) 申込期限 12/16 (月)	55 締切間近

その他	中国ビジネス再検討 ～再編？撤退？激動の中国に翻弄されないために～【東京会場】	唐沢晃平 弁護士 中川裕茂 弁護士	1/20（月） 申込期限 1/17（金）	53
	「基礎の基礎」から解説 法務担当者のための輸出管理・経済制裁【再募集】	大川信太郎 弁護士	配信中～12/23（月） 申込期限 12/16（月）	54 締切間近
	法務担当者のための AI リテラシー プログラム【再募集】	照山浩由 コーポレート GPT 代表取締役	配信中～12/26（木） 申込期限 12/19（木）	57 締切間近

※「会場開催のみ」の表示があるセミナーを除き、「会場開催【東京／大阪】」セミナーについて、後日、収録動画によるWEB受講者の募集を予定しております。WEB受講の募集は、原則としてセミナー開催日の翌営業日から、株式会社商事法務 WEB サイトにて開始いたします。「LIVE」セミナーについても収録動画を後日配信いたします。

申込要領・注意事項

- 受講のお申込みは、弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面からお申し込みいただくか、専用申込書に必要事項をご記入のうえFAX・郵便にてご送付ください。
- 受講料は、ご送付する請求書に従って、お振込みください。なお、「振込手数料」等は、ご負担くださいますようお願いいたします。
- キャンセルは、会場受講の場合、開催日以降（複数講のセミナーの際は第1講の開催日以降）はお受けいたしません。WEB 受講の場合、視聴用 URL のご案内後のキャンセルはお受けいたしません。また、講義資料等を別途郵送する旨をご案内しているセミナーについては講義資料等発送後のキャンセルはお受けいたしません。
- ご記入の個人情報は、弊社の「個人情報保護方針」に従って適切に取り扱います。
- 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーの受講をお断りいたします。
- 一部のセミナーについては法律事務所に所属されている方の受講をご遠慮いただいております。弊社 WEB サイトの各セミナー案内画面でご確認ください。
- 上記のほか、講義内容等または主催者の都合により、受講資格を制限させていただき、受講のお申込みをお受けできない場合がございます。
- 新型コロナウイルス、インフルエンザ等の市中感染状況や感染症蔓延防止のための政府方針、また天変地異の発生等の諸事情によりセミナーの開催・配信を中止・延期する場合がございます。
- 会場での録音・撮影、パソコン・携帯電話の使用はご遠慮願います。
- 発熱、ひどい咳等体調不良の兆候がある場合は、セミナーへのご出席をお控えください。なお、受付時等に前記のような兆候が認められる場合、ご退室をお願いする場合がございます。

お問合せ先

〒103-0027 東京都中央区日本橋3-6-2（日本橋フロント3階）

株式会社商事法務ビジネス・ロー・スクール（URL：<https://www.shojihomu.co.jp/>）

電話：03（6262）6761（ダイヤルイン）Eメール：law-school@shojihomu.co.jp

上場会社のための 2025 年定時株主総会の準備

開催間近

セミナー概要

2024 年の株主総会動向や、開示府令による「重要な契約の開示」や東証のプライム市場上場企業を対象とした決算短信等の英文開示義務化等の動き等、最新情報を踏まえ 2025 年の定時株主総会の準備のための重要ポイントを解説。

講師紹介 角田大憲 弁護士（角田大憲法律事務所）

1991 年東京大学法学部卒業、1994 年最高裁判所司法研修所修了（46 期）・弁護士登録（東京弁護士会）、1994 年森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所）所屬、2001 年パートナーを経て、2003 年中村・角田法律事務所（現中村・角田・松本法律事務所）参画、2023 年現事務所開設。

2009 年～2012 年新司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員（いずれも商法）。

会社法、コーポレートガバナンス、訴訟・紛争を主に取り扱う。著書として『株主総会ハンドブック』・『コーポレートガバナンスハンドブック』（共著、商事法務）、『会社法という地図の読み方株式・新株予約権編』・『同機関・計算・組織再編編』・『金商法という地図の読み方』（商事法務）ほか多数。

開催日程等

- 開催日程：2024 年 12 月 16 日（月）14 時～17 時 30 分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2024 年 12 月 13 日（金）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆上場各社の 2024 年総会では、電子提供制度開始から 1 年を経て工夫を始めている企業も見受けられます。
- ◆また、会社提案の否決や株主提案の可決例も、多く見受けられました。
- ◆2023 年 3 月の東証による資本コストや株価を意識した経営の要請もあり、機関投資家を含む株主による「会社提案反対」・「株主提案賛成」の可能性はより一層高まっています。さらに、女性登用を含む「多様性」や、環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等も、引き続き強く意識するべき課題です。また、開示府令による「重要な契約の開示」や東証のプライム市場上場企業を対象とした決算短信等の英文開示義務化等の動きもあります。
- ◆本講では、2024 年の株主総会動向や最新情報を踏まえ、2025 年の定時株主総会の準備のための重要ポイントを解説します。

※ サブテキストとして、「2024 年版株主総会白書」を配布（無料贈呈）します。

主要講義項目

- I 株主総会をめぐる最近の状況と今後の展望
 - 1 株主総会資料電子提供制度下での実務の状況
 - 2 開示をめぐる状況（重要な契約の開示、英文開示を含む）
 - 3 その他（改正障害者差別解消法を踏まえた対応を含む）
- II 2024 年株主総会を振り返って
 - 1 一般的な傾向と対応
 - 2 機関投資家の議決権行使の状況と動向
 - 3 イレギュラーな事態の状況と動向（会社提案議案の否決・撤回、株主提案・修正動議など）
 - 4 その他のトピックス
 - 5 2025 年定時株主総会に向けての教訓と工夫
- III 2025 年定時株主総会の準備
 - 1 招集手続に関する準備
 - 2 総会当日の答弁等に関する準備
 - 3 その他
- IV その他

先輩に学ぶ 株主総会の基礎と実務・取組み ～総会担当者の1年～

会場開催

セミナー概要

経験豊富な株式実務担当者を講師に迎え、実務家目線での運営ポイント、留意点、エピソードや新任担当時の業務への取組み方等について対談形式でご紹介いただくことで、主に株主総会の新任担当者に向けて、掘りどころを提供。

講師紹介

猪越 樹 氏 ソニーグループ株式会社 IR グループ SR チーム

川島淳一 氏 サンケン電気株式会社 コーポレートデザイン本部 経営企画室 コーポレートガバナンス課 参事

高田佑香 氏 日産自動車株式会社 IR 部（株式チーム）

藤井 薫 氏 帝人株式会社 経営企画管掌 ステークホルダーコミュニケーション統括グループ

(50 音順)

開催日程等

- 開催日程：2025 年 1 月 15 日（水）10 時～12 時 30 分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 1 月 14 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆昨年も好評を博した「株主総会の基礎と実務・取組みを先輩担当者に学ぶ」第3弾。
- ◆経験豊富な4名の株式実務担当者を講師に迎え、総会当日までの業務タイムラインに沿って、各講師が考える実務家目線での運営ポイント、留意点を紹介いただきながら、各講師が経験したエピソードや新任担当者時代の業務への取組み方などについて対談形式でお話いただきます。
- ◆株主総会担当部署に配属されて間もない皆様や経験の浅いご担当者のために、掘りどころを提供することを企図するセミナーです。

※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です（特別割引価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

はじめにー6月総会を軸としたタイムライン

- 1 日程調整・課題整理
- 2 招集通知作成
- 3 SR 活動
- 4 議長シナリオ・想定問答作成
- 5 当日対応
- 6 エンディング
- 7 質疑応答

会場開催

2時間で学ぶ 総会担当者必修判例 30 選

～事案から押さえる総会運営の留意点～

セミナー概要

株主総会担当者が必ず覚えておくべき株主総会関係の代表的裁判例を 30 件ピックアップし、事件名・事案の概要・結論をわかりやすく紹介した上で、各事件を踏まえた総会運営の留意点を押さえる。

講師紹介 本村 健 弁護士（岩田合同法律事務所）

慶應義塾大学大学院法学研究科民事法学専攻前期博士課程修了（法学博士）、ワシントン大学ロースクール修了（LLM）。経営法務・ガバナンスに関わる助言、危機管理対応（第三者委員会等）、経営権争奪・プロキシファイト対応を行うほか、IPO 支援に取り組む。独立社外役員、買収防衛策特別委員、公益法人や学校法人の理事監事評議員等への就任に加えて、東京大学客員教授、東京大学大学院法学政治学研究科非常勤講師等を歴任。

山田康平 弁護士（岩田合同法律事務所）

2013 年東京大学法科大学院修了。2014 年最高裁判所司法研修所修了（67 期）、弁護士登録、岩田合同法律事務所入所。2022 年 Cornell Law School (LL.M.) 修了、ニューヨーク州弁護士試験合格。2022 年 -2024 年 Drew & Napier LLC（シンガポール）勤務。

M&A 取引、会社法・金融商品取引法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスを主に取り扱っているほか、豊富な株主総会対応（株主提案対応、経営権争奪事案対応を含む。）経験を有する。主な著書に『株主総会判例インデックス』（共著 商事法務、2019 年）など多数。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 1 月 15 日（水）14 時 30 分～17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 1 月 14 日（火）
- 受講料：22,000 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株主総会の運営に関する会社法のルールは簡潔かつ抽象的なものとどまります。それ故、株主総会の運営に関する実務は、判例・裁判例を通じて形成されてきた側面が多分にあります。総会実務を知り、理解する観点からは、これらの判例等による規範やルールを学ぶことの意義は大きく、極めて重要です。
- ◆そこで本講座では、株主総会担当者が必ず覚えておくべき株主総会関係の代表的裁判例を厳選して 30 件ピックアップし、事件名・事案の概要・結論をわかりやすく紹介した上で、各事件を踏まえた総会運営の留意点を押さえます。

主要講義項目

- 本講座では、数ある判例等から厳選し、古くは【一括上程方式・一括審議方式－中部電力事件】【事前質問に対する一括回答と説明義務－東京建物事件】から、近時の【従業員株主によるサクラ質問－フジメディア HD 事件】【Quo カードの贈呈と利益供与－モリテックス事件】【TOB と公正性担保措置－伊藤忠ファミマ事件】のような裁判例を通じて、総会実務の理解をより深めることを目指します。
- 取り上げることができなかった判例等や本セミナーで紹介した事例の詳細を確認するに際しては、『株主総会判例インデックス』（商事法務）をぜひ参照ください。

第 1 総会運営の適切性確保

- (1) 手続的利益の確保
- (2) 総会の受付・議決権行使の態様
- (3-1) 議事の運営方法等
- (3-2) 審議及び採決の方法・決議の成立
- (4) 株主の質問と説明義務
- (5) 総会をめぐる訴え
- (6) 利益供与と総会屋・刑事事件

第 2 会社によるプロテクション－有事導入型買収防衛策

第 3 株主による法的アクション

- (1) 株主提案権
- (2) 総会の開催をめぐる争い

第 4 現代的紛争

- (1) 不祥事と総会
- (2) 株式買取請求と「公正な価格」

2025 年株主総会に向けたポイント解説（全 8 回）

LIVE 配信

～準備段階から当日運営まで～

セミナー概要

2025 年の株主総会に向けて、2024 年6月総会を振り返りながら、準備段階～当日運営のポイントをコンパクトに解説する連続セミナー。最終回として伝統の「模擬株主総会」をオンデマンド配信。各回の LIVE 配信では受講者からの質問に講師が回答しますので、課題整理にご活用ください。

	各回のテーマ	講師	LIVE 配信日時 (質疑応答含む)	オンデマンド配信	
				開始日	終了日
第 1 回	6 月総会の振り返りと展望	井上真一郎 弁護士 (弁護士法人三宅法律事務所)	10/15 (火) 17:00 ～ 18:30	11/5 (火)	2025 年 6/27 (金)
	2024 年 6 月総会を振り返り、2025 年総会運営で論点となりうるポイントを整理します。				
第 2 回	バーチャル株主総会の最新動向	砂金 宏 ICJ エンゲージメントソリューション部	10/29 (火) 17:00 ～ 18:30	11/19 (火)	
	株主との対話の選択肢として広がりつつあるバーチャル株主総会の内外の最新動向と取組事例を題材に 2025 年総会に向けた検討ポイントを解説します。				
第 3 回	株主提案等アクティビストの動向	三谷革司 弁護士 (スパークル法律事務所)	11/12 (火) 17:00 ～ 18:30	12/3 (火)	
	2024 年 6 月総会における株主提案の状況を整理し、2025 年のアクティビストの動向を展望します。				
第 4 回	機関投資家の議決権行使結果の分析	白鳥琢也 三井住友信託銀行 ガバナンスコンサルティング部 IRSR 第 1 チーム長	11/26 (火) 17:00 ～ 18:30	12/17 (火)	
	2024 年 6 月総会における機関投資家の議決権行使結果および各機関投資家の議決権行使ガイドライン等について、直近の動向を踏まえて解説します。				
第 5 回	株主総会資料の作成	中川雅博 三菱 UFJ 信託銀行 法人コンサルティング部 部付部長	12/10 (火) 17:00 ～ 18:30	12/24 (火)	
	最近のトレンドや 2024 年 6 月総会における招集通知・参考書類・事業報告を踏まえて、2025 年総会に向けての検討ポイントを整理します。				
第 6 回	当日運営の準備 ～想定問答・リハーサルの見直し～	石川智史 弁護士 (島田法律事務所)	1/21 (火) 17:00 ～ 18:30	2/12 (水)	
	想定問答やリハーサルの内容の見直しを中心に 2025 年総会に向けた当日運営の準備のポイントを解説します。				
第 7 回	総会当日の有事対応方針	渡邊和之 弁護士 (西綜合法律事務所)	2/18 (火) 17:00 ～ 18:30	3/11 (火)	
	総会当日に非常事態が生じた際に的確に対応できるよう、対応のポイントを再確認します。				
第 8 回	模擬株主総会～実演と解説～	—	—	3/11 (火)	
	総会担当者として押さえておきたい基礎を中心に実演を行い、ポイントを解説します。				

※ LIVE 配信での受講者・講師間の質疑応答部分はオンデマンド配信いたしません。
※ 各回（第8回以外）の司会は渡邊和之弁護士ほか第一東京弁護士会株主総会指導センターのメンバーが担当します。

企画・監修

第一東京弁護士会株主総会指導センター
〈総責任者〉 渡邊和之 弁護士（第一東京弁護士会総合法律研究所会社法研究部会部会長）

●参加（LIVE）・視聴（オンデマンド配信）方法：

お申込時に登録いただいたメールアドレス宛てに参加・視聴用 URL をご連絡します。
本連続セミナーの参加・視聴用URLは受講者の所属企業内（他部署を含む）に限り共有いただけます。何名でも受講いただけますので、総会業務にかかわる皆様でご活用ください。

●申込期限：2025 年 3 月 28 日（金）

●受講料：66,000 円（税込）／1社

※「資料版商事法務」購読者には本セミナーを特別割引価格（49,500 円（税込）／1社）でご提供します。備考欄に「資料版商事法務購読者」と記載の上、お申し込みください（割引は記載のある場合に限り適用されます）。

＜申込画面＞



2025 年総会の展望と課題整理 ～シェアホルダー・リレーションズのより効果的実践のポイント～

セミナー概要

講義形式に随時、対話形式を取り入れることで、実践のポイントを明確にして、来年の株主総会に向けた課題に関する皆様のご理解の一助となることを企図したセミナー。

講義時間：約 3 時間

講師紹介 菊地 伸 弁護士（外苑法律事務所）

1982 年 東京大学法学部卒、自治省（現総務省）、森綜合法律事務所（現 森・濱田松本法律事務所）、日比谷パーク法律事務所、森・濱田松本法律事務所を経て、外苑法律事務所設立パートナー、株式会社NTTドコモ社外取締役、株式会社社報堂 DY ホールディングス社外監査役。

斎藤 誠 三井住友信託銀行株式会社ガバナンスコンサルティング部部长（法務管掌）

東京都立大学法学部卒業、1986 年中央信託銀行（現三井住友信託銀行）入社。2003 年早稲田大学大学院法学研究科修士課程修了、2004 年～ 2012 年國學院大学法学部非常勤講師。証券代行業務にて長年にわたり株主総会対応に従事。「バーチャル株主総会をめぐる動向と実務論点」（旬刊経理情報 2020.11.10）、「株主総会資料電子提供制度の実務対応 Q&A」（共同執筆）（旬刊商事法務 2300 号他）ほか、会社法・株主総会に関する執筆・講演多数。東京株式懇話会評議員・常任幹事、全国株懇連合会理事。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 25 日（金）10 時～ 2024 年 12 月 25 日（水）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024 年 12 月 18 日（水）
- 受講料：33,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2024 年 6 月の株主総会は、株主総会資料の電子提供制度も 1 年目の試験運転から 2 巡目を迎え、制度の趣旨を活かした本格的運用を示し始めました。一般株主にも取引所の「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」の問題意識が供給され、PBR の改善に向けた取組等を問い質す場面が多くみられました。アクティビスト・ファンドの活動も株主提案社数が過去最高になるなど活発化し、アクティブな投資を行う少額出資を前提とした国内ファンドが登場するなど新しい動きも見られました。
- ◆ 本講では、2024 年 6 月株主総会から 9 月までの総会の状況及び特徴的事案を分析し、それら分析を基に 2025 年株主総会に向けた株主との対話・情報発信（シェアホルダー・リレーションズ）の活動ポイントに焦点を当てながら、議案決定の留意事項と決定した各議案に応じた SR 活動の要点、助言機関及び機関投資家対応、市場区分の経過措置終了に向けた対応、不祥事対応など、2025 年の株主総会の留意点、要検討事項を幅広く頭出しすることでご担当各位の社内での情報発信の参考に供したいと考えています。
- ◆ 講義形式に随時、質問とそれに対する回答といった対話形式を取り入れることで、実践のポイントを明確にして、来年の株主総会に向けた課題に関する皆様のご理解の一助となることを企図しています。

※本講は「株主総会実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- I 2024 年総会運営状況（9 月総会まで）
 - 1 総会招集手続
 - (1) 株主総会資料の電子提供措置の運用状況と特徴的事例
 - (2) バーチャル総会実施の状況
 - (3) 出席状況と出席人数を決める要因
 - (4) 総会場で生じた特徴的事案
 - 2 総会運営
 - (1) 総会進行の状況と特徴的事例
 - (2) バーチャル総会及び LIVE 配信での留意事項
 - (3) 障害者差別解消法改正に対する対応
 - (4) その他の運営上の特徴的事例
- II 議題毎の議決権行使結果と機関投資家の議決権行使基準その他の影響
 - 1 議案毎の低賛成率の会社とその要因
 - 2 個別事例にみる議決権行使助言会社の推奨基準と機関投資家の議決権行使の関係分析
 - 3 議決権助言会社の反対推奨対応の特徴的事例
 - 4 プロキシファイトが行われた会社の分析
 - 5 アクティビスト・ファンドの活動の影響分析
- III 議案確定に向けた留意点と賛成率を高めるための SR 活動のポイント
 - 1 議案毎の内容確定に向けた担当者の注意喚起のポイント
- 2 SR 活動の現状
- 3 株主判明調査の現状
- 4 株主分布に基づく議決権行使分析・想定
- 5 不祥事が生じた会社の SR 活動のポイント
- 6 業績不振（赤字、低 ROE、低 PBR など）の会社の SR 活動のポイント
- 7 株主提案を含むアクティビスト活動に関連する SR 活動のポイント
- 8 機関投資家を考慮した株主総会参考書類および事業報告の作成のポイント
- IV 2025 年株主総会のトピック
 - 1 四半期報告制度見直しと株主への説明
 - 2 有価証券報告書の開示対象の拡大と実務対応
 - 3 株式報酬とインサイダー取引規制
 - 4 社外取締役に対する株式報酬付与の是非
 - 5 市場区分の経過措置終了に向けた対応
 - 6 サステナビリティとレジリエンスに関する情報発信
- V その他
 - 1 「企業買収における行動指針」の実務影響
 - 2 公開買付制度・大量保有報告制度改正の影響
 - 3 株主総会準備の観点からも重要な裁判例の紹介
- VI 総会における質問の傾向と対応
- VII 2025 年株主総会に向けた課題のまとめ

株式事務の基礎知識と担当者の役割

～新任担当者必須の知識をやさしく解説～

WEB 配信

セミナー概要

上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説。

講義時間：約 4 時間

**中川雅博** 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 部付部長

平成 2 年 大阪大学法学部卒業、東洋信託銀行株式会社（現三菱 UFJ 信託銀行株式会社）入社、平成 17 年 合併に伴い三菱 UFJ 信託銀行証券代行営業 2 部配属、平成 18 年 証券代行部配属、現在に至る。『株式事務の基礎知識』（商事法務）、『全株懇モデル I』（共著、商事法務）、『株主総会の準備実務・想定問答』（共著、中央経済社）、『会社法改正後の新しい株主総会実務』（共著、中央経済社）、『株主総会資料電子提供の法務と実務』（共著、商事法務）、『株主総会ハンドブック第 5 版』など、株式実務・株主総会関係の著作・講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 12 日（火）10 時～2025 年 1 月 24 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 17 日（金）
- 受講料：38,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆最近では、株式事務の専任担当者を配置している企業が少なくなり、また、株式事務の担当者の業務経験年数も浅くなっているようです。それは、上場会社に「株主名簿管理人」（＝証券代行機関）の設置が義務づけられ、「株式事務」のほとんどが株主名簿管理人に委託され、事務の合理化が図られているからです。その結果、各社の株式担当部門では、担当者が必ずしも株式事務に通じていなくても、自社の株式管理はどうにかこなすことができるのが実情とも思われます。
- ◆とはいえ、株式事務担当部門は、会社と株主の関係を円滑にとり結ぶうえでの縁の下の力持ちともいえるべき重要な役割を担う部門であり、担当者としては、その職責を十分に果たすことができるよう、業務に関わる実務知識を常にブラッシュアップしておきたいところであり、人事異動等に伴い新たに株式事務を担当することになった新任担当者等にとって基本知識は必要不可欠です。
- ◆そこで本講座では、新任担当者を対象に、上場会社の株式を管理する「振替制度」の仕組みや株主総会の準備事務との関係を整理することで「株式事務」の全体構造と基本事項を理解できるよう、平易に解説します。
- ◆また、「株主総会資料の電子提供制度」については、独立した章を設け、次回の株主総会に向けた検討事項も含めて解説することとします。上場会社の総務・総会担当者はもちろん、これから株式上場を目指す上場準備会社の担当者にも、ぜひご聴講いただきたく、ここにご案内申し上げます。

※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です（特別割引価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- 1 株式事務の概要
 - (1) 株式会社、株式事務をめぐる基本的な法規制
 - (2) 株式事務の代行委託と担当者の役割
 - (3) 振替制度のもとでの株式事務の概要
 - (3) 次回の株主総会に向けた検討課題
- 2 株主総会と株式事務
 - (1) 株主総会をめぐる基本的な法規制
 - (2) 株主総会の実務と適法な総会に向けての事務局の役割
 - (3) 議決権行使をめぐる最近の諸問題
 - (4) その他の次期定時株主総会に向けた検討課題
- 3 株主総会資料の電子提供制度の実務対応
 - (1) 電子提供制度の概要
 - (2) 電子提供制度の実務対応
- 4 株式事務の多面性
 - (1) 企業再編と株式事務
 - (2) 新株発行、自己株式の取得等と株式事務

基礎から学びたい人のための 株主総会事務局の実務 (全2回)

セミナー概要

総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、基礎から易しく丁寧に解説。

講義時間：約 7 時間

講師紹介

牧野達也 三菱UFJ信託銀行株式会社 法人コンサルティング部 マスターフェロー

1987 年慶応義塾大学卒業後、東洋信託銀行（株）（現 三菱UFJ 信託銀行（株））入社。国内留学（同大学大学院法学研究科修了）後、1991 年より証券代行部配属。2016 年より法人コンサルティング部所属。この間、株主総会等株式実務関連の法務業務に従事。

2010 年から 2014 年まで専修大学非常勤講師、2018 年より武蔵野大学非常勤講師、2023 年より琉球大学非常勤講師。著書として『株主総会ハンドブック』、『監査等委員会設置会社の活用戦略』、『株主提案権の行使と総会対策』（いずれも共著、商事法務）ほか。

視聴期間等

●視聴期間：2024 年 11 月 26 日（火）10 時～2025 年 2 月 28 日（金）17 時

※ 第 2 部は 12 月 26 日（木）配信開始

●視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限：2025 年 2 月 20 日（木）

●受講料：44,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆株主総会は、株式会社の重要事項を決定する最高意思決定機関であるとともに、企業のトップ以下全役員出席のもと、株主＝投資家に会社の魅力をPRし、経営方針について信認を受けるための株式会社として最大のイベントです。
- ◆株式会社にとってきわめて重要な意味をもつ株主総会を成功させるには、事務局スタッフが正しい知識を身につけ細心の注意を払って事前準備、当日の対応、事後手続きを行う必要があります。
- ◆一方で、株主総会の担当者が短期間で交替するため、業務経験年数が短く、正しいスキル・知識の涵養に十分な機会を得ることが難しい状況もままあるようです。
- ◆本セミナーは、株主総会の事務局スタッフが、総会の準備段階から当日の運営、事後手続きに至るまで、知っておくべき法令・実務知識、留意点につき、最近のトピックス〔株主総会資料の電子提供制度、バーチャル（オンリー）総会等の株主総会DX対応、アクティビスト対応等〕も踏まえて、基礎から易しく丁寧に解説するものです。
- ◆新任の担当者や経験の浅い担当者の皆様はもちろんのこと、一年に一度の定時総会の準備をするにあたって、スキルをメンテナンスしたいとお思いの中堅以上の担当者の方にもご聴講をおすすめします。

※「2024 年版株主総会白書」を配布（無料贈呈）します。

※ 本講は「株主総会担当者基礎研修コース」の対象講座です（特別割引価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

第1 株主総会の基本

- 1 株主総会開催の目的と獲得目標
- 2 株主総会事務局として必要な法令の概観～主な裁判例の紹介も併せて～

- (4) シナリオ、ビジュアル画面作成～バーチャル総会対応も併せて～
- (5) リハーサルの実施
- (6) 総会場の設営～バーチャル総会対応も併せて～
- (7) 不測の事態への対応

4 株主総会当日に行うこと

- (1) 来場株主の受付
- (2) 第一事務局としての役割と議長をサポートする場面
- (3) 株主総会における議事運営の留意事項

第2 株主総会関連の一連の手続きと事務局の役割

- 1 株主総会関連手続きの概観
- 2 株主総会の事前準備として行うこと（その1：課題整理から招集通知作成まで）
 - (1) 課題の整理～アフターコロナの運営、株主総会のDX対応等も踏まえて～
 - (2) 日程表の作成
 - (3) 総会関係書類の作成～最近の時流も踏まえて～
- 3 株主総会の事前準備として行うこと（その2：招集通知作成後、総会前日まで）
 - (1) 株主（アクティビスト等）からの事前アプローチの有無と対応方針の検討
 - (2) 株主構成・付議議案・機関投資家の行使基準を踏まえた票読みと賛成票獲得のための施策検討・実施
 - (3) 想定問答の作成

5 株主総会終了後に行うこと

- (1) 決議通知等の作成・発送
- (2) 配当金支払、源泉税納付
- (3) 有価証券報告書等、臨時報告書の提出
- (4) 株主総会議事録等の作成
- (5) 商業登記
- (6) 備置書類の確認と閲覧・謄写請求への対応

6 その他

アクティビズム時代における株主提案への備えと実務対応

～予兆・端緒の気づきから総会後の事務処理までを場面ごとに学ぶ～

WEB 配信

セミナー概要

有事対応を場面ごとに解説するとともに、有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説。

講義時間：約3時間

**伊藤 広樹** 弁護士（岩田合同法律事務所）

2007年弁護士登録。主にM&A取引、会社法を始めとするコーポレート分野に関するアドバイスをを行う。上場会社の株主総会対応、経営支配権争奪事案・アクティビストへの対応、コーポレートガバナンス、商事紛争への対応等も専門とする。近著として「株主提案への実務対応」（共著 資料版商事法務480号）、「賛否拮抗総会に関する近時の裁判例からの実務上の示唆」（共著 旬刊商事法務2294号）、「株主の招集による上場会社の株主総会の実務対応」（共著 旬刊商事法務2239号）、『企業防衛実務』（共編著 商事法務2024）、『最新・株主総会物語』（共編著 商事法務2022）等、会社法実務関係の著作多数。

森 駿介（岩田合同法律事務所）

2011年弁護士登録。主に、株主総会対応、紛争解決（訴訟・保全等）、M&A、危機管理対応（第三者委員会等）、広告表示・消費者問題（景表法・特商法、集団訴訟等）等についてアドバイスしている。『企業防衛実務』（共編著 商事法務2024）、『株主総会判例インデックス』（共著 商事法務2019）、『時効・期間制限の理論と実務』（共著 日本加除出版2018）、『コーポレート・ガバナンスの法律相談』（共著 青林書院2016）等、民商法関係の著作多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2024年12月3日（火）10時～2025年5月30日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年5月23日（金）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆近時、我が国でもアクティビスト（物言う株主）の活動が活発化しています。アクティビストは、ターゲットとする投資先企業を選定し、エンゲージメント（対話）を行い、これが奏功しなければ、実行中のアクティビズムの公表や会社への強力な意見表明手段である株主提案権の行使に踏み切ります。特に株主提案については、コーポレートガバナンス改革以降、年々行使件数が増加し、有名企業への株主提案が高い賛成率を得るようになったことで、日常的に関連報道がされるようになりました。とはいえ、多くの株主総会担当者の皆様は、実際に株主提案を受けた経験はなく、そもそも自社がアクティビズムや株主提案の対象となることがあるのか、いざという時はどうしようかと思っていられるのではないのでしょうか？
- ◆そこで、本講座では、本分野に経験豊富な弁護士が、アクティビズムを活発化させている近時の環境・要因と併せてアクティビストのターゲットとなりやすい会社の特徴を概説し、エスカレーション回避のための対応に触れた上で、実際に株主提案を受けてしまった場合の対応について解説します。株主提案については、株主提案権行使の予兆・端緒をどのように察知するのかから始まり、いざ提案を受けた際の初動、その後の総会当日に向けての提案株主との交渉、プロキシファイト、総会当日の運営、総会後の事務処理まで、場面ごとに実務上の留意点を明快に整理します。さらに、こうした有事対応を見据えて、株主提案権行使の予兆・端緒を察知する前、すなわち平時から講じておくべき準備・対策についても解説します。

主要講義項目

Ⅰ アクティビズムの動向と対応

- ・ 近時の環境と要因
- ・ アクティビストのターゲット
- ・ エスカレーション回避のための対応

Ⅱ 株主提案への対応

- ・ 株主提案の予兆・端緒の発見とその対応
- ・ 株主提案を受けた場合の対応
- ・ 株主総会の招集までの対応
- ・ 株主総会の開催までの対応
- ・ 株主総会の運営
- ・ 株主総会終了後の対応

※ 本講は「株主総会実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

事業報告・株主総会参考書類等作成のポイント

セミナー概要

株主総会資料の電子提供制度施行を受け招集通知全体の構成やレイアウトが変化し、また、金商法関連法令やコーポレートガバナンス・コード、機関投資家の議決権行使基準等への配慮も重要となる事業報告・株主総会参考書類等作成のポイントについて、近時の動向も踏まえて解説。

講義時間：約 3 時間



石井裕介 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

1993 年 国立筑波大学附属駒場高等学校卒業 1999 年 東京大学法学部卒業 2003 年 経済産業省に出向（株券不発行法制及び会社法現代化の改正作業や、ファンド法制の改正作業を担当）（～ 2004 年）2004 年 法務省民事局参事官室に出向（会社法現代化に関する改正作業を担当）（～ 2006 年）2008 年 コーネル大学ロースクール修了 2008 年 Hughes Hubbard & Reed 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～ 2009 年）2016 年 一橋大学大学院法学研究科（法科大学院）非常勤講師。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 26 日（木）10 時～ 2025 年 5 月 30 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 5 月 23 日（金）
- 受講料：39,600 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2024 年の定時株主総会では、株主総会資料の電子提供制度施行から2年目を迎え、株主数の多い企業を中心にサマリー版招集通知の採用が進み、全体の構成やレイアウトについてより一層の工夫が見受けられました。また、事業報告・株主総会参考書類においては、コーポレートガバナンス報告書や有価証券報告書の記載事項に留まらず、精緻化・厳格化の一途をたどる機関投資家の議決権行使基準を強く意識した、役員報酬関連の記載その他のガバナンス関連の任意の情報開示が一層進みました。加えて、改正障害者差別解消法の施行を受けた株主総会運営の見直しに伴う招集通知の記載の変化も見受けられました。
- ◆ 2025 年定時株主総会は、女性登用に留まらない「多様性」や、環境・人的資本・人権等を含む「サステナビリティ」等を意識した記載など会社法の枠組みのみからでは到底対応困難となった事業報告、株主総会参考書類について、近時の制度改正や他社の動向を踏まえた記載のさらなる検討が必要となります。
- ◆ そこで、本講座では、日本経団連ひな型の策定および改訂等に深く関与し、上場会社の株主総会支援を毎年多数手掛ける石井裕介弁護士を講師として招聘し、2024 年定時株主総会の状況を踏まえた招集通知、事業報告・株主総会参考書類等への記載の傾向、会社法のみならず、金商法関連法令や CG コードなどの各種制度改正、機関投資家の議決権行使基準等にも配慮した最新動向を踏まえた事業報告・株主総会参考書類等作成にあたっての実務対応について、解説します。

※ サブテキストとして、石井裕介・小畑良晴・阿部光成編著『新しい事業報告・計算書類——経団連ひな型を参考に（全訂第2版）』（商事法務、2022 年）を配付（無料贈呈）します。

主要講義項目

- | | |
|---|---|
| <p>I 2024 年定時総会の振り返り</p> <p>II 株主総会資料の電子提供制度について</p> <p>1 株主総会資料の電子提供制度の株主総会関係書類への影響</p> <p>(1) 招集通知本体（アクセス通知）</p> <p>(2) その他の書類</p> <p>2 株主総会資料の電子提供制度施行2年目でみられた実務対応</p> <p>III 広義の招集通知に関する留意事項</p> <p>1 近時の広義の招集通知の全般的傾向</p> <p>2 留意すべき各要素</p> <p>(1) CG 報告書・有価証券報告書の記載事項</p> <p>(2) 機関投資家の議決権行使基準の動向等</p> <p>III 事業報告に関する留意事項</p> <p>1 事業報告の記載事項の概観と各項目の記載の基準時</p> <p>2 株式に関する事項</p> | <p>3 会社役員・社外役員に関する記載</p> <p>(1) 重要な兼職の状況</p> <p>(2) 補償契約・役員等賠償責任保険契約に関する事項</p> <p>(3) 社外役員の独立性に関する事項・主な活動状況</p> <p>4 役員報酬に関する記載</p> <p>(1) 業績連動報酬等・非金銭報酬等に関する事項</p> <p>(2) 報酬の決定プロセス（株主総会決議・個人別の額の決定の委任）に関する事項</p> <p>(3) 報酬等の額またはその算定方法に係る決定方針に関する事項</p> <p>IV 狭義の招集通知・株主総会参考書類</p> <p>1 狭義の招集通知の記載事項</p> <p>2 改正障害者差別解消法関連の記載</p> <p>3 役員選任議案の記載事項</p> <p>4 報酬関連議案の記載事項</p> |
|---|---|

※ 本講は「株主総会実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

開催間近

あらためて考える「モニタリング・モデル」の本質と
進化するガバナンスの工夫
～企業の取組事例を参考にして～

会場開催

セミナー概要

社外取締役の導入が進むなど、監督機能に軸足を置いた「モニタリング・モデル」の取締役会が志向される中、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、そのために何をすべきであるかなどを、実践的に解説。

講師紹介 塚本英巨 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

2003 年東京大学法学部卒業、2004 年弁護士登録、2010 年～ 2013 年法務省民事局出向（平成 26 年改正会社法の企画・立案担当）、2016 年～公益社団法人日本監査役協会「ケース・スタディ委員会」専門委員、2017 年～2020 年経済産業省「コーポレート・ガバナンス・システム（CGS）研究会（第 2 期・第 3 期）」委員、2019 年～2021 年経済産業省「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員。最近の著書・論文として、『実務家が語る取締役会のいまと今後の展望』（商事法務、2024 年）（共同執筆）、「上場を維持し続ける場合に対応すべき論点」（『企業会計』2024 年 9 月号）（共同執筆）ほか多数。

開催日程等

- 開催日程：2024 年 12 月 11 日（水）14 時 30 分～ 17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2024 年 12 月 10 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆現在、プライム市場の上場会社を中心に、3 分の 1 以上の社外取締役の導入が進んでいますが、将来的には、その過半数化が求められると予想されます。これは、取締役会が、業務執行者に対する監督機能に軸足を置き、いわゆる「モニタリング・モデル」を志向することを意味すると考えられます。
- ◆もっとも、取締役会の「監督機能」や「モニタリング・モデル」は、一義的ではありません。そこで、社外取締役の過半数化を見据え、あらためて、「モニタリング・モデル」とは何か、何のために社外取締役の過半数化が求められているのか、また、それに伴い、取締役会がどのように変革すべきであるか、現状の機関設計のままでよいか、などを問い直す必要があります。
- ◆各論としては、取締役会のアジェンダ設定の見直し、監督機能の発揮の最たる場面である経営トップの解任・不再任に係る基準の在り方、さらに、取締役会だけでなく、執行側における体制の見直しが挙げられます。
- ◆本講では、ガバナンス分野を多く手掛ける講師が、「モニタリング・モデル」を志向する取締役会の在り方について、企業の取組事例も紹介しながら、これらの事項について実践的に解説します。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- I 「モニタリング・モデル」の取締役会とは？
- 1 取締役会の「監督機能」及び「モニタリング・モデル」の意義
 - ・ 究極的には、経営トップの「クビを切る」こと

2 機関設計ごとにみた「モニタリング・モデル」の採用の可否
 - ・ 監査役会設置会社でもモニタリング・モデルを採用することができるのか？
- II 社外取締役の過半数化とその影響
- 1 求められる社外取締役の人数・割合

2 業務執行取締役の人数への影響
 - ・ 「取締役」が出世のゴールではなくなる

3 役員人数の最適化に向けた機関設計の選択
 - ・ 社外取締役と社外監査役の重複感の解消
- III 取締役会のアジェンダ設定の見直し
- 1 取締役会の決議対象から外すべき事項
 - ・ 決議事項のスリム化と執行側への委任の必要性

2 取締役会での審議を充実化すべき事項
 - ・ 監督の観点からの審議が充実しているか？
- 3 取締役会での審議を充実化するための工夫
 - ・ 取締役会の開催時間・開催頻度のメリハリ
 - ・ インフォーマルな場の活用
- 4 取締役会と経営会議等との棲み分け
 - ・ 同じことを二度、決議・審議することにはならない実務へ
- IV 業務執行者の解任・不再任の基準の実効化
- 1 定性基準と定量基準
 - ・ 経営トップの「クビを切る」ための基準として実効性のあるものとは？

2 解任・不再任の基準の運用の在り方
 - ・ 基準に抵触すれば、直ちに解任・不再任となるのか？
- V 執行側の体制の見直し
- 1 経営会議等の意思決定機能の在り方の見直し

2 リスク管理体制の見直し

ケーススタディ&グループディスカッションで学ぶ 海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメント ～地政学リスク・人権等も含め、変動する世界に対応するために～

開催間近

セミナー概要

海外グループガバナンスについて、親会社の担当者の視点と現地海外子会社の受け止め方や視点の違いを意識しながら、様々なケーススタディを用いて、双方向のディスカッションを通じて、具体的な場面・課題に直面した際にどのような点に留意すべきか、実践的に学ぶ

講師紹介 梅津英明 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

森・濱田松本法律事務所ニューヨークオフィス代表。東京大学法学部 2003 年卒業、2004 年弁護士登録、シカゴ大学ロースクール 2009 年卒業、2010 年ニューヨーク州弁護士登録。日本企業による海外進出・M&A、海外グループガバナンス、贈賄問題等を含む海外コンプライアンス対応、国際通商（経済制裁や輸出入管理、経済安全保障等）、「ビジネスと人権」を主要な取扱業務とする。多種多様な海外事案の豊富な案件経験をもとに総合的・複眼的な助言を提供している。日本経済新聞「企業が選ぶ今年活躍した弁護士ランキング」の 2023 年「ビジネスと人権」分野で首位、また、2022 年「国際通商・経済安保分野」でも首位。

開催日程等

- 開催日程：2024 年 12 月 13 日（金）15 時～17 時 30 分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：20 名（先着順） ●申込期限：2024 年 12 月 6 日（金）
- 受講料：49,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆海外ガバナンス・コンプライアンスや、海外リスクマネジメントにおいては、法制度や慣習の問題を含めた国ごとに異なるリスクについての対応が求められるところ、日本本社の管理部門としては、いわゆる法務専任者を現地に配置するまでには至らず、これらのリスクについて十分な対応ができていない懸念も少なくないと思われます。
- ◆日本企業のグローバル化が進み、海外子会社を含むグループガバナンスの重要性が強く要求されるようになる中、親会社における海外子会社・グループ会社の管理体制のあり方については喫緊の経営課題の一つともいえます。
- ◆また、米中対立や、ガザ・イスラエル等の中東問題、ロシア・ウクライナ戦争、ミャンマーのクーデターに代表されるように、海外ビジネスに大きなインパクトを与える事象が立て続けに発生しており、そうした地政学リスク・経済安保等の政治的動向が、海外子会社ガバナンス・海外コンプライアンスの観点からも非常に重要な視点となってきています。
- ◆更に、ヨーロッパにおける CSDDD（企業サステナビリティ DD 指令）や経済産業省による人権 DD ガイドラインの策定、ウイグル問題等をはじめとして、昨今急速に重要性を増してきている「ビジネスと人権」をめぐる対応も、伝統的な人権の考え方だけでなく、上記の地政学リスクや貿易摩擦とも密接に関連し、各国の輸出入規制、経済制裁等にも組み込まれる等、その対応も非常に難しく、また臨機応変な柔軟な対応を求められるようになってきています。
- ◆本セミナーでは、親会社の担当者の視点と現地海外子会社の受け止め方や視点の違いを意識しながら、海外グループガバナンス・コンプライアンス、海外リスクマネジメントの観点から、日本企業としてのあるべき姿を検討したいと思います。
- ◆本セミナーでは、講師による説明だけでなく、様々なケーススタディを用いて、参加者同士のグループディスカッションや、講師との間での双方向のディスカッションを通じて、具体的な場面・課題に直面した際に、どのような点に留意して対応をするべきなのか、どのあたりに落とし穴があるのか等、実践的に学ぶことを目的としています。同様の課題意識を持つ参加者同士の議論を通じて、また、海外有事対応にも経験豊富な講師との双方向の議論を通じて、現場での経験に基づく実践的な知恵を身に付けられるプログラムとなっています。本セミナー全体を通して、講師に対してもいつでも自由にご質問いただけますので、是非、活発に質問を投げ掛けていただければ幸いです。

主要講義項目

I 海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメントの基本的な視点（復習）

- 1 親会社による海外ガバナンスの考え方～親会社役員の善管注意義務～
- 2 海外ガバナンス体制構築の基本的視点・国内子会社ガバナンスとの違い
- 3 親会社担当者として理解しておきたい留意ポイント

II ケーススタディ・グループディスカッション①：海外の有事対応から学ぶ

海外事業に関し、本社に対してコンプライアンス違反の内部通報があったケースを用いて、参加者同士又は講師とのディスカッションを通じて、海外有事対応の基礎や、有事対応から導かれる平時から備えておくべきポイントを学ぶ。

また、派生ケースとして、海外での日常業務に潜むリスクに気づくことができるかといった観点からのケースディスカッションも行う。

III ケーススタディ・グループディスカッション②：ガバナンス体制構築について

海外子会社・グループ会社のガバナンス体制構築のあるべき姿について、日本企業における典型的なケースを用いて、参加者同士又は講師とのディスカッションを通じて、ガバナンス体制構築に際して留意するべきポイント、悩むポイントの解決の方向性について学ぶ。

IV ケーススタディ・グループディスカッション③：「ビジネスと人権」・地政学リスク

自社の海外子会社・海外サプライチェーンにおいて人権課題が見つかった事例を用いて、参加者同士又は講師とのディスカッションを通じて、「人権リスク」とは何か、人権課題が見つかった場合の対応の考え方・コンプライアンス課題との対応の違いを学ぶ。

また、派生ケースとして、近時、人権課題と地政学リスクが密接に交錯する事案が多く見られることから、そうした観点からのケースディスカッションも行う。

V ケーススタディを通じて議論・検討した点のまとめ

- 1 ケーススタディのまとめと振り返り
- 2 日本企業における海外ガバナンス・コンプライアンス・リスクマネジメントの要諦

- ※本講座終了後、会場にて受講者交流会（無料）を開催します。
- ※本セミナーにお申し込みいただいた方は、ケーススタディ・グループディスカッションのインプット編として、同講師が昨年実施した講演動画をご覧ください（本年の研修内容はアウトプットすることで理解を深める内容ですので、インプット編の視聴は必須ではありません）。
- ※本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。

開催間近 新任担当者のための コーポレートガバナンス・コード解説

会場開催

～コードを踏まえた取締役会・株主総会運営の基本ポイント～

セミナー概要

新たに取締役会・株主総会の事務局担当となられた方々を対象に、実務対応にあたって最低限押さえておきたいコーポレートガバナンス・コードの基本ポイントについて解説。

講師紹介 内田修平 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

2002年東京大学法学部卒業、03年弁護士登録、08年コロンビア大学ロースクール（L.L.M.）卒業、09年ニューヨーク州弁護士登録（Paul, Weiss, Rifkind, Wharton & Garrison LLP ニューヨークオフィスで執務）、10年～13年法務省出向（民事局にて平成26年会社法改正の立案を担当）、22年～東京大学大学院法学政治学研究科客員准教授。「コードに対応したコーポレート・ガバナンス報告書の記載事例の分析 2021年版」（商事法務、2021年）、「コーポレートガバナンス・コードの実務〔第4版〕」（商事法務、2021年）等、コーポレートガバナンス・コードに関する著書・論文を多数執筆。

開催日程等

- 開催日程：2024年12月17日（火）13時30分～16時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2024年12月16日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆コーポレートガバナンス・コードへの実務対応が広く定着した今、上場会社の取締役会・株主総会の運営においては、同コードの目的・全体像を理解しておくことが必須の条件となります。
- ◆近時においては、ダイバーシティやサステナビリティへの配慮に加え、資本コストや株価を意識した経営、株主との対話の推進と開示といった、コーポレートガバナンス・コードにも深く関連するテーマについての東証の要請などもあり、より幅広く、かつ深度ある対応が必要となっています。
- ◆そこで、本セミナーでは、新たに取締役会・株主総会の事務局担当となられた方々を対象に、実務対応にあたって最低限押さえておきたいコーポレートガバナンス・コードの基本ポイントについて解説します。

主要講義項目

1 コーポレートガバナンス・コードとは

- ・策定・改訂の経緯
- ・全体の構成（基本原則・原則・補充原則）
- ・プリンシプルベース・アプローチとコンプライ・オア・エクスプレイン

- ・政策保有株式関連（経済合理性の検証等）
- ・任意の指名・報酬委員会（委員会の構成、権限・審議内容、運営・開催時期等）
- ・後継者計画
- ・事業ポートフォリオの見直し

<取締役会の実効性評価>

- ・評価の対象・方法
- ・結果の概要の開示

2 コーポレートガバナンス・コードの内容

- ・各原則の内容と分類
- ・主要な原則の考え方

<内部監査部門との連携>

- ・全社リスク管理体制とデュアル・レポーティング

3 コーポレートガバナンス・コード適用下における取締役会の運営

- <取締役会の構成>
- ・独立社外取締役の選任
- ・スキルの組み合わせ
- ・ダイバーシティ

<取締役会の審議事項>

- ・コーポレートガバナンス・コードを踏まえた取締役会付議基準の見直し

4 コーポレートガバナンス・コード適用下における株主総会の運営

- ・株主総会の準備に向けた取締役会の対応
- ・招集通知・事業報告の記載内容
- ・招集通知の発送・電子的公表
- ・株主総会の開催時期
- ・コーポレートガバナンス・コードを意識した質疑への対応

株主アクティビズムの傾向と対策 ～分析を通して 2025 年の展望をうらなう～

セミナー概要

株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、上場会社がアクティビスト株主とどのように向き合っていくべきかについて解説。

講師紹介 松下 憲 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

2005 年慶応義塾大学法学部法律学科卒業、2012 年コーネル大学ロースクール（LL.M.）卒業。2006 年弁護士登録、2013 年ニューヨーク州弁護士登録。2022 年～京都大学法科大学院非常勤講師（M&A 法制担当）。国内外の M&A、同意なき買収、買収防衛策、アクティビスト株主対応、株主提案・委任状勧誘を含む株主総会対応等を専門としつつ、会社法務全般を幅広く手掛ける。最近の著作として、「企業買収行動指針の M&A 実務への影響」（旬刊経理事情 2023 年）、「買収防衛策に関する裁判所の判断枠組みと実務からの示唆（上・中・下）」（旬刊商事法務 2022 年）、「アクティビスト株主対応の最新のスタンダード（上・下）」（旬刊商事法務 2021 年）等。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 1 月 28 日（火）14 時～17 時 30 分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 1 月 27 日（月）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、アクティビストの影響力が高まり、上場会社においてはアクティビストの存在を意識した経営判断が必須の状況になっています。2023 年 3 月の東京証券取引所による資本コストや株価を意識した経営に関する要請以降、PBR の低い会社がアクティビストから厳しい要求を受けるケースが増加しており、また、アクティビストの影響により経営陣が交代するケースも生じています。このようなアクティビストの脅威を踏まえ、上場会社においては、アクティビストと適切に対話し、場合によっては合意することも求められます。上場会社としては、株主アクティビズムに関連する最新の状況を理解した上で、適切な準備をしておくことの重要性は高いといえます。
- ◆そこで本セミナーでは、株主アクティビズムの最新動向や関連するルール等の概要を確認し、それを踏まえて、上場会社がアクティビスト株主とどのように向き合っていくべきかについて解説します。
- ◆また、昨今は、上場会社が M&A を実施する際には、アクティビストが介入してくる可能性があることを前提とした検討が必要な状況になっています。本セミナーでは、企業買収における行動指針の内容や M&A アクティビズムの実例を踏まえ、上場会社の M&A における留意点等についても解説します。

主要講義項目

1 株主アクティビズム

- (1) 株主アクティビズムの最新動向
 - ・2024 年のアクティビスト株主の活動状況
- (2) アクティビスト株主の手法
- (3) アクティビスト株主の要求事項
 - ・株主還元、取締役交代、事業戦略、M&A、ガバナンス、ESG 等
 - ・最近の重要トピック（低 PBR 改善の東証要請、自己株式取得、政策保有株式等）
- (4) 株主アクティビズムへの事前対策
 - ・自己分析
 - ・株主エンゲージメント
- (5) アクティビスト株主とのエンゲージメント
 - ・関連法規制（インサイダー取引規制、フェアディスクロージャー・ルール等）
 - ・エンゲージメントの方法・留意事項
- (6) アクティビスト株主との合意
 - ・合意の内容・有効性
 - ・開示の要否（重要な契約に関する企業内容等開示府令の改正等）
 - ・取締役を受け入れる場合の留意点（CGS ガイドライン等）
- (7) 株主アクティビズムを踏まえた株主総会対策

- ・機関投資家から賛成を得るためにするべき事項
- ・2024 年の株主提案の状況・分析
- (8) 買収防衛策（買収への対応方針）
 - ・近時の裁判例・企業買収における行動指針を踏まえた検討

2 M&A アクティビズム

- (1) M&A アクティビズムの手法
- (2) 狙われやすい M&A
- (3) アクティビスト株主からの買収提案
- (4) 企業買収における行動指針の影響
- (5) 事例分析

3 まとめ

4 質疑応答（講師との意見交換）

セミナーの振り返りを兼ねて会場限定パートを実施します。講義についての質問や講師との意見交換など会場限定ならではの一步深い議論を通してセミナーの理解を深める機会としてください。

締切間近

取締役会を中心とした コーポレートガバナンスの最新動向と対応

WEB 配信

セミナー概要

コーポレートガバナンスの最新動向、特にその要である取締役会の変化と、変化への対応について実践的に解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介

澤口 実 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

東京大学法学部卒業。東京大学客員教授、経済産業省「コーポレートガバナンス・システム研究会」委員、「新時代の株主総会プロセスの在り方研究会」委員などを務めた。著書として、『取締役会運営の実務』（商事法務、2010 年）、『コーポレートガバナンスの新しいスタンダード』（日本経済新聞出版社、2015 年）、『機関投資家に聞く』（商事法務、2022 年）のほか、執筆、講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 29 日（火）10 時～2025 年 1 月 10 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024 年 12 月 23 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ PBR 問題や活発なアクティビズムに代表されるように、上場企業のコーポレートガバナンスをめぐる環境は再び大きく動き始めています。この動向の理解と対応の重要性が高まっています。
- ◆ そのような変化は、コーポレートガバナンスの要といえる取締役会にも生じており、本格的な過半数社外取締役の時代が訪れようとしています。そもそも、取締役会の運営は、株主総会とは異なり実務の共有も十分といえず、各社における対応が難しい分野ですが、増加する社外取締役が活発に発言する取締役会は、いわばミニ株主総会化しており、適切な対応はますます重要な課題となっています。
- ◆ 本セミナーでは、前半にコーポレートガバナンスの最新動向と今後の展望をお話し、後半で、現在の取締役会の変化に伴う最新の動向・問題について取り上げ、取締役会担当の役職員にとって悩ましい問題への対応法について、実践的に解説します。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

Ⅰ コーポレートガバナンスの最新動向と展望

- 1 高まる市場からの成長期待への対応
- 2 機関投資家の議決権行使・基準の動向
- 3 拡大するアクティビズムの傾向と対応
- 4 人的資本経営とコーポレートガバナンス
- 5 政府が進める「M&A の円滑化」とその影響
- 6 会社法改正・スチュワードシップコード改訂の動向

Ⅱ 取締役会運営の最新動向と実務対応

- 1 過半数社外取締役時代の到来
- 2 モニタリング・モデル再考
- 3 機関投資家が求める取締役会の姿
- 4 リスクマネジメントに関する取締役会の監督
- 5 開催回数削減や事前説明の合理化など取締役会の効率的な運営の動向
- 6 開示が加速させる委員会実務の変化
- 7 取締役会実効性評価の行き詰まりの原因と対応
- 8 取締役会運営に関する新しい法解釈

取締役会改革の実践手法

～課題を乗り越え企業価値向上を果たす～

セミナー概要

企業価値向上のために取締役会改革を継続していくことを求められている日本企業が改革を進める中で直面するさまざまな悩みの解決に向けた実践的なアプローチを具体的に解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 佃 秀昭 株式会社ボードアドバイザーズ代表取締役社長

東京大学法学部卒業、マサチューセッツ工科大学スローン経営大学院（MS）経営学修士取得。取締役会実効性評価、社長後継者計画、経営人材コーチング等に従事。1986 年三和銀行（現三菱 UFJ 銀行）入行。2000 年よりエゴンゼンダーにて日本法人社長、本社経営会議メンバーを歴任。2019 年 3 月企業統治推進機構（現ボードアドバイザーズ）の事業開始。金融庁・東京証券取引所「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」のメンバー。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 6 日（水）10 時～2025 年 1 月 15 日（水）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日（火）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2015 年にコーポレートガバナンス・コードの適用が開始されて以降、日本の上場企業は取締役会の改革を進め、その成果も着実に表れています。一方で、コード導入から 10 年を経て、独立社外取締役は数・比率ともに飛躍的に増加し、取締役会運営上、新たな課題が顕在化しています。また、各種アクティビズムに対処する必要に迫られている日本企業も増加しています。
- ◆ 日本の上場企業は、企業価値向上のために取締役会の改革を継続していくことが求められています。本セミナーでは、取締役会改革に関する助言業務を手掛けてきたコンサルティング会社の代表を講師に迎え、日本企業が取締役会改革を進める中で直面するさまざまな悩みの解決に向けた実践的なアプローチを具体的に解説します。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- I コーポレートガバナンス改革と取締役会の課題
 - 1 コーポレートガバナンス改革の成果と課題
 - 2 日本企業を取り巻く新たな環境変化
 - 3 日本企業の取締役会が直面する主な課題
- II 取締役会の独立性・多様性を確保する
 - 1 独立社外取締役の役割の明確化
 - 2 優秀な独立社外取締役の招聘
 - 3 ボードサクセッションの実践
- III 取締役会の実効性を高める
 - 1 取締役会実効性評価の実践
 - 2 独立社外取締役が果たす役割
 - 3 取締役個人の評価・ピアレビュー
 - 4 取締役会議長の役割の強化
 - 5 取締役トレーニングの強化
- IV 指名機能を強化し後継者計画を実践する
 - 1 指名委員会の活用方法
 - 2 後継者計画の実践

指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイント

WEB 配信

～自社最適化の視点から確認・検討すべきこと～

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードおよび CGS ガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介

渡辺邦広 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、ニューヨーク州弁護士。
2000 年 香川県立高松高等学校卒、2004 年 東京大学法学部卒業、2012 年 コロンビア大学ロースクール修了（LL.M., Harlan Fiske Stone Scholar）、2012 年 Simpson Thacher & Bartlett 法律事務所（ニューヨークオフィス）にて執務（～2013 年）、2013 年 法務省民事局にて局付として執務（平成 26 年会社法改正及びこれに伴う法務省令改正を担当）（～2015 年）。『取締役会運営の法務～基礎から最新実務論点まで～』（株式会社商事法務主催）、『監査等委員会設置会社への移行とガバナンス向上のための設計・運営上の留意点』（株式会社プロネクサス主催）等のセミナーや「任意の指名委員会・報酬委員会の実務」（商事法務、2022 年）、『一問一答 平成 26 年改正会社法 [第 2 版]』（商事法務、2015 年）など、コーポレート・ガバナンス、会社法務関係を中心に著作・講演多数。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 22 日（金）10 時～2025 年 1 月 31 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 24 日（金）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆10 年前であれば設置しているだけで注目を集めた任意の指名・報酬委員会も、その後のコーポレートガバナンス・コードの制定・改訂・再改訂等を経る中で、今では設置していること自体は当たり前になりつつあり、その設計・運営の実態が問われるようになってきています。自社に最適な設計・運営を考えるに当たっては、任意の指名・報酬委員会の設置が求められている趣旨やガバナンスの実質論を踏まえるとともに、他社の開示内容等にも目を配り先進的な取組みについてアンテナを張ることが必要となります。
- ◆本セミナーでは、コーポレートガバナンス・コードおよび CGS ガイドラインを含む実務上の要請・議論や有価証券報告書等における開示内容も確認しながら、自社に最適な設計・運営を考えるに当たっての任意の指名・報酬委員会の設計・運営見直しのポイントを幅広く解説いたします。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

1 任意の委員会の最近の動き

- ・指名委員会・報酬委員会の重要性
- ・「形式」から「実質」へ
- ・委員会の開催回数の状況
- ・指名委員会の権限・役割と活動状況の開示事例
- ・CEO 後継者計画への現 CEO の関与
- ・社長・社外取締役のサクセッションプランと開示事例
- ・報酬委員会の権限・役割と開示事例
- ・役員報酬の複雑さ

2 任意の委員会の基本

- ・監査等委員会の意見陳述権との関係
- ・委員構成や議長選定の傾向

3 指名委員会の設計・運営上の留意点

- ・指名委員会の構成
- ・指名委員会の検討事項の範囲
- ・指名委員会が最終決定すべきではない事項
- ・後継者計画（サクセッションプラン）

- ・「後継者計画」への指名委員会の関与
- ・指名委員会において検討・検証すべき要素・事項
- ・指名委員会への情報提供
- ・指名委員会の活動計画

4 報酬委員会の設計・運営上の留意点

- ・報酬委員会の構成
- ・報酬委員会の検討事項の範囲
- ・報酬委員会が最終決定すべきではない事項
- ・報酬委員会において検討・検証すべき要素・事項
- ・報酬委員会への情報提供
- ・報酬委員会の活動計画

5 実務運営上のその他の留意点等

- ・委員会の議事録
- ・委員会の事務局の要否・人選

取締役会評価の実務

～評価の最新動向と事例から見る課題への取り組み～

セミナー概要

講師の経験をもとに事例をあげながら、企業価値の向上につながる実効性評価の在り方を具体的に解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 高山 与志子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 副会長

1987 年、メリルリンチ証券会社ニューヨーク本社投資銀行部門に入社。ニューヨーク、ロンドン、東京にて、日本企業の国内外での資金調達、M&A などに関するアドバイスを行う。トムソン・ファイナンシャル・インベスター・リレーションズを経て、2001 年から、ジェイ・ユーラス・アイアール(株)にて、コーポレート・ガバナンス、及び、IR活動に関するコンサルティングを行う。2015 年、日本初の取締役会評価の専門会社であるボードルーム・レビュー・ジャパン株式会社を設立、代表取締役に就任。数多くの日本企業の取締役会評価を支援。また、金融庁の有識者会議のメンバーとして、コーポレートガバナンス・コード、および、スチュワードシップ・コードの改訂作業に携わる。東京証券取引所・経済産業省「なでしこ銘柄」の選定基準検討委員会メンバー。

宮地真紀子 ジェイ・ユーラス・アイアール株式会社 ディレクター

大手総合電機メーカー入社後、米国におけるIR・SEC 対応、上場子会社における連結決算・事業計画等に携わる。2005 年ジェイ・ユーラス・アイアール(株)入社。国内・海外株主判明調査のほか、機関投資家の意識調査を企画・運営するなど、日本企業の IR の現状と内外機関投資家による認識との格差を主軸としたコンサルティングを展開する。2014 年の日本における本格的な取締役会評価第一号企業から評価に参画、以降ジェイ・ユーラス・アイアールが支援する取締役会評価の支援全般に携わる。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 28 日（木）10 時～2025 年 1 月 31 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 24 日（金）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆取締役会の実効性評価は、取締役会の現状と課題を把握し実効性を高めるうえで、非常に有効なプロセスです。コーポレートガバナンス・コード（CG コード）で要請されていることから、現在、多くの上場企業で評価が実施されています。
- ◆一方で、評価について様々な課題も生じています。毎年同様な内容の評価を実施してきたが従来とは異なる視点・手法が取締役会から求められた、CG コードにおける取締役会の在り方と自社の取締役会の現状の違いをどのように評価すべきなのか迷っている、評価方法が形式的になりがちで本質的な課題に直接的に取り組むことが難しい、毎年の実効性評価を踏まえ体制整備・改善に取り組んできたがその結果実効性があがっているのかどうかの判断軸が分からない、など、企業ごとに多様な課題がある中で、より実効性のある評価をどのように行うべきか、試行錯誤している企業も少なくありません。
- ◆また、第三者評価を実施する企業が増える、社外取締役を含む取締役個人の評価を求める声が高まる、社外取締役に対して活発な議論への参画に加え議長や指名・報酬等の委員長への就任を含む一層の活躍が求められるようになる、投資家から取締役会の実効性に関して社外取締役との対話を求める声が増える、など、取締役会を取り巻く環境も大きく変わっています。
- ◆本講では、企業が現在抱える課題への取り組み、変化に対応した評価の実施方法、投資家との対話の在り方などについて、これまで多数の日本企業を支援した実績に基づき、事例をあげながら、企業価値の向上につながる実効性評価の在り方を具体的に解説します。

主要講義項目

- 1 取締役会評価の実施状況
- 2 評価における最近の注目テーマ
 - ・議長の役割と属性、その評価
 - ・社外取締役を含む個人の評価
 - ・取締役会におけるサステナビリティ経営の監督
 - ・非上場企業・子会社の取締役会とその評価
- 3 取締役会評価（第三者評価・個人評価も含む）のプロセス
- 4 ケーススタディ ― 評価の実例から見る取締役会の課題と取り組み
- 5 取締役会評価の開示
- 6 取締役会と投資家との対話

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

アクティビスト・同意なき買収にどう備えるか

～押さえておきたい重要ポイント～

WEB 配信

セミナー概要

上場会社として、同意なき買収等に対してどのように向き合うべきか、アクティビストからの株主提案やキャンペーンにどのように対応していくべきかにつき、具体的な事例を交えつつ、解説。

講義時間：約 2 時間

**太田 洋 弁護士**（西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）

1991 年東大法学部卒業。2000 年ハーバード・ロースクール卒業、01 年ニューヨーク州弁護士登録。2013 ～ 16 年東大大学院教授。専門は M&A、コーポレートガバナンス、税務など。日経新聞「企業が選ぶ 2023 年に活躍した弁護士ランキング」企業法務総合及び M&A 企業再編の各分野でともに 1 位。同じく「企業が選ぶ 2022 年に活躍した弁護士ランキング」で企業法務総合 1 位。主著に『敵対的買収とアクティビスト』（岩波新書）。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 4 日（水）10 時～ 2025 年 2 月 18 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 2 月 10 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ 2023 年 8 月 31 日に経済産業省から「企業買収における行動指針」（指針）が公表されたことを受けて、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案を巡る実務は大きく変わりつつあります。指針の原案段階で公表されたニデックによる TAKISAWA に対する同意なき買収提案から数えて、最新の 3D インベストメントによる東北新社に対する買収提案に至るまで、約 1 年の間に、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案は既に合計 6 件を数えるに至っています。また、このような M&A 市場の活性化も背景に、アクティビストによる活動は従前にも増して活発になっており、本年 6 月定時株主総会シーズンにおける株主提案を受けた上場会社の数は、昨年に引き続き過去最高を更新しています。
- ◆ このような傾向は、今後、強まりこそすれ、弱まることは当面考えられず、上場会社としては、同意なき買収（TOB）提案やアクティビストからの攻勢に直面する可能性を考慮しつつ、経営を行っていくべきことを得ない状況になっていると考えられます。また、友好的な M&A ディールを行う場合でも、同意なき対抗買収（TOB）提案がなされ、又はアクティビストによる介入がなされる可能性を常に念頭に置かざるを得ない状況になっています。従って、上場会社としては、平時から準備できることは準備をしておいた上で、有事の際にどのように対応すべきかを常に想定しておくことが必須となっています。他方、適切な機会があれば、同意なき買収（TOB）提案や同意なき対抗買収（TOB）提案をすることも、今後の経営戦略を考える上では、有力な選択肢となってきているように思われます。
- ◆ 本セミナーは、企業買収防衛事案やアクティビスト対応事案に数多く携わる講師が、企業の経営支配権獲得や株主アクティビズムを巡る現在の情勢や事例を整理した上で、「同意なき」買収等を巡る一連の司法判断を前提に、上場会社としては、企業を守るためにどのような教訓が導き出されるか、逆に、経営戦略の一環として「同意なき」買収等を活用する際にはどのような点に留意すべきかを解説します。
- ◆ また、TOB 制度・大量保有報告制度についての一部改正法の成立を受けて、その概要や予想される今後の M&A 実務への影響についても解説予定です。

主要講義項目

- ・ 経済産業省「企業買収における行動指針」の概要とポイント
- ・ 同意なき買収（TOB）提案を受けた場合、取締役会としてはどのように対応すべきか
- ・ 「指針」原案公表後における同意なき買収（TOB）提案の事例（ニデック対 TAKISAWA 等）とそれらの事例から導き出される教訓
- ・ 「指針」原案公表後における（同意なき）対抗 TOB の事例（第一生命ホールディングス対ベネフィット・ワン等）とそれらの事例から導き出される教訓
- ・ 近時におけるアクティビストの動向と各アクティビストの特徴
- ・ アクティビストに対してどのように対応していくべきか（有事導入型「買収への対応方針」の活用も含めて）
- ・ 平時において上場会社は同意なき買収（TOB）提案やアクティビストによる株主提案等に備えてどのような施策を講じておくべきか
- ・ TOB 制度・大量保有報告制度の改正の概要や今後の M&A 実務への影響について（順不同）

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

役員報酬の制度設計・見直しと開示実務 ～企業価値向上へのつなげ方～

セミナー概要

報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説。

講義時間：約 2 時間

講師紹介 高田 剛 弁護士（和田倉門法律事務所）

東京大学薬学部卒。2000 年弁護士登録。鳥飼総合法律事務所を経て 2016 年和田倉門法律事務所を設立。経営者報酬に関しては、株式報酬を始めとするインセンティブ報酬の導入・運用支援に多数従事。その他、会社法・金商法関連の法律問題、係争案件を得意とする。最近の著作として、『実務家のための役員報酬の手引き〔第 2 版〕』（商事法務、2017 年）、『取締役・執行役ハンドブック』（商事法務、2015 年・共著）がある。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 6 日（金）10 時～ 2025 年 2 月 18 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 2 月 10 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆役員報酬の設計にあたっては、会社法を始めとする法規制のほか、役員給与の税務に対する正確な理解とともに、報酬開示に関する規制についても留意したうえ、最新動向の把握を踏まえることが、重要なポイントになります。
- ◆特に、上場企業グループにおいては、株式報酬の導入も一巡し、経営戦略の実現や企業価値の向上につながる報酬体系の実現に向け、設計・開示の見直し、精緻化を図る試みがみられます。
- ◆そこで、本セミナーでは、まずは報酬設計の基本概要を整理するとともに、会社法、会計基準、税務関係を踏まえた上場企業において必要な役員報酬の実務対応について、最新事例とともに解説します。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- 1 報酬制度に関する法務・税務の基本事項
 - ・非財務指標の取り込み
 - ・成長シナリオとのリンク
 - ・クローバック条項
- (1) 報酬決定に関する規制の枠組み
- (2) 報酬方針の策定
- (3) 報酬委員会の設置・運営
- (4) 報酬開示に関する規制の枠組み
- (5) 役員報酬と法人税・所得税
- (4) ストック・オプションのゆくえ
- 2 株式報酬設計・開示の見直し・精緻化
 - (1) 株式報酬の会計・税務
 - (2) 技術的な留意点
 - ・事前交付型と事後交付型
 - ・現物出資構成と無償交付構成
 - ・在任時報酬型と退任時報酬型
 - ・株式と現金
 - (3) 業績連動の設計

企業価値向上につなげる SR 活動 ～投資家が取締役会にいま本当に求めているもの～

WEB 配信

セミナー概要

機関投資家出身である講師が、機関投資家が望む実質的で実効的なガバナンス改革と SR 活動について事例を交えて解説。本講後半では、対話形式で論点を深掘り。

講義時間：約 2 時間



講師紹介 蔵本祐嗣 日本のせんたく立案支援工房株式会社代表取締役／日本投資環境研究所客員研究員

1985 年東京大学経済学部を卒業し住友銀行（現三井住友銀行）入行。1990 年住銀バンカース投資顧問（現三井住友 DS アセットマネジメント）に異動。ファンドマネジャー、クオンツヘッド、リサーチヘッド、運用企画担当執行役員、責任投資オフィサーを歴任。2022 年に日本のせんたく立案支援工房株式会社を設立するとともに、日本投資環境研究所（みずほ証券子会社）の客員研究員を務める。経済産業省、厚生労働省の各種委員会、研究会に委員として参画したほか、金融庁、東京証券取引所、経済産業省、日本経済団体連合会、日本監査役協会を始め様々なセミナー、研修等で講演。

＜対談登壇者＞ 太子堂厚子 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 17 日（火）10 時～2025 年 2 月 18 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴 URL と動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 2 月 10 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆東京証券取引所における PBR（株価純資産倍率）1 倍割れ問題や市場区分の見直し等を背景に、上場企業には「形式的な体制整備」にとどまらないコーポレートガバナンス改革の「実質化」が求められています。
- ◆金融庁・東京証券取引所は、ガバナンス改革の実質化を通じた企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を求め、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」を本年 6 月に公表しました。また金融事業者の受託者責任に抵触しうる不適切な事態が明るみになったことを契機として、政策保有株の縮減を強く迫っています。
- ◆このような環境下で、企業は、機関投資家が望む実質的で実効的なガバナンス改革を実現するための IR / SR 活動を実践することが重要となっています。
- ◆本講前半では、IR / SR 部門はどのような取組みを進めてガバナンス改革につなげるべきか、また機関投資家及び市場に向けてどのような情報発信を行うべきかを機関投資家出身の講師より事例を交えてお話しします。後半ではコーポレートガバナンスに精通した太子堂厚子弁護士を聞き手として、対話形式で論点を深掘りします。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

I 直近の状況の整理

- 1 「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」をどのように理解すべきか
- 2 東京証券取引所の「PBR 1 倍割れ問題」の提起と市場区分の見直し、TOPIX 見直しの意味するものは
- 3 「同意なき買収」の活発化

II 株主とは

- 1 パッシブ投資家とアクティブ投資家の違い
- 2 アクティブ投資家の価格発見機能と経済合理性の観点

III SR / IR 部門の果たすべき役割

- 1 会社の持つ二面性の理解
- 2 経営者への情報フィードバックと働きかけ
- 3 株主・市場に向けた必要な情報発信とは

IV 機関投資家の評価する経営／評価しない経営

- 1 経営ビジョンと経営戦略
- 2 ガバナンス体制
- 3 サステナビリティ（ESG）への対応

V 市場の評価が低い場合の企業にとってのリスクとは

- 1 親子上場などの企業のケース
- 2 過剰な政策保有株を保有する企業のケース
- 3 事業ポートフォリオに歪みがある企業のケース

VI 参考となる情報発信例

WEB 配信

グループ会社管理における リスクマネジメントとコーポレートガバナンス ～企業はいま何を検証すべきか～

セミナー概要

コーポレートガバナンス・コードや CGS ガイドライン等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うための考え方や仕組みについて解説。

講師紹介 三笥 裕 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

1991 年東京大学法学部卒業、1993 年弁護士登録、1998 年ハーバード・ロー・スクール (LL.M.) 卒業、1998 年～99 年 Cleary, Gottlieb, Steen & Hamilton (New York) にて執務、1999 年 NY 州弁護士登録、2004 年～07 年東大大学院法学政治学研究科助教授。経産省・コーポレート・ガバナンス・システム (CGS) 研究会（第 2 期・第 3 期）委員。経産省・コーポレートガバナンスに関する研究会委員。M&A 案件、コーポレートガバナンス案件、危機管理案件などを中心に企業法務案件を広く手がける。最近のコーポレートガバナンス関係の論文として、Chambers Corporate Governance Global Practice Guide (Japan Part)（共著）など。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 18 日（水）10 時～2025 年 2 月 18 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 2 月 10 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆事業領域の拡大や海外への事業展開に伴い、グループ会社数・規模が増大し、親会社単体の売上・利益よりも、親会社以外のグループ会社の売上・利益の合計の方が大きくなっている日本企業も少なくありません。そのため、企業グループ全体を適切に経営管理するためには、親会社単体のみならず、グループ会社の管理にも相応に注力する必要があります。
- ◆各グループ会社については、親会社とは別法人であることを踏まえて、一定の自律性を認めつつ管理を行うこととなりますが、一口にグループ会社と言っても、それぞれ規模や機能が異なるため、一律の管理方法を適用することは適切ではありません。また、グループ会社管理においては、各グループ会社の所在国・地域の法制度や特性等も考慮する必要がありますし、上場グループ会社や合併会社等については、外部出資者との関係も考慮する必要があります。
- ◆「攻め」のガバナンスの観点からは、各グループ会社における経営の効率性を「見える化」した上で、事業ポートフォリオのマネジメントを行うとともに、企業グループ内での人的・物的リソースの分配、企業グループ内での適切な分業、シナジーの創出、重複投資の排除、過大なリスクテイクの抑制などを進めることが期待されます。
- ◆「守り」のガバナンスの観点からは、親会社による監視・監督の目が緩みがちなグループ会社における不祥事を抑止できるよう、内部統制システムの構築を通じたリスク管理を行うことが期待されます。
- ◆本講では、コーポレートガバナンス・コードや CGS ガイドライン等も参照しつつ、グループ会社管理を適切に行うための考え方や仕組みについて解説します。

※ 本講は「コーポレートガバナンスに関する実務講座（セット）」の対象セミナーです（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

- | | |
|--|--|
| <p>I 日本企業におけるグループ会社管理の重要性の高まり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 グループ会社の位置づけの変化 2 グループ会社における不祥事の特徴と影響 <p>II グループ会社管理にあたって考慮すべき要素</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 法令・指針等における整理 2 基本的な考え方 3 海外子会社における留意点 4 合併会社における留意点 5 上場子会社における留意点 <p>III 「攻め」のガバナンスの観点からのグループ会社管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「攻め」のガバナンス問題 | <ol style="list-style-type: none"> 2 資本コストを意識した事業収益性の管理 3 事業リスクの管理 4 事業ポートフォリオの入替え 5 経営人材の育成 <p>IV 「守り」のガバナンスの観点からのグループ会社管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「守り」のガバナンス問題 2 企業体質・組織風土の改善 3 グループ会社管理における内部統制システムの位置づけ 4 企業グループにおける三線ディフェンス整備のポイント 5 企業グループにおける内部通報制度整備のポイント 6 グループ会社における不祥事案の有事対応 |
|--|--|

法務担当者のための インサイダー取引規制対応の実務

会場開催

セミナー概要

『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』（商事法務、2024年11月）の編著者を講師に招き、第1部ではインサイダー取引に関する基礎知識を整理し、第2部では、実務担当者として直面しやすい場面ごとの留意点を分かりやすく解説。

講師
紹介

戸嶋浩二 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

久保田修平 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

宮田 俊 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：第1部 2025年1月21日（火）10時～11時（質疑応答込み）
第2部 2025年2月27日（木）14時～17時30分（質疑応答込み）
※ 第1部はLIVE配信、第2部は会場開催を予定。
- 開催場所（第2部）：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40名（先着順） ●申込期限：2025年2月26日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆インサイダー取引規制は、上場会社である以上、必ず直面しなければならない規制です。インサイダー情報を知っているときは上場株式を取引してはならない、という規制であることは誰もが知っていると思いますが、では、具体的にインサイダー情報とはどのような情報なのか、どのような取引が規制されるのか、実際に摘発されたら何が起ころのかなど、詳しいところまでは常日頃意識せずにやり過ごしてしまっている方も多いのではないかと思います。
- ◆特に、インサイダー取引規制は、形式的に適用される部分と実質的に適用される部分が混在するため、直感に反する部分が少なからずあり、分かりにくく、誤解されている部分も多くあります。また、近年、株式報酬を導入する企業が相次いでいるなか、株式報酬とインサイダー取引規制との関係についてQ&Aが金融庁から出されるなど、インサイダー取引規制はより複雑化しています。そして、違反したときに被るダメージも大きいので、その内容をしっかりと理解しておくことが必要です。
- ◆また、昨今、金融庁、東証、金融機関等の本来インサイダー取引規制に対して厳格な対応をとっている機関でもインサイダー取引規制違反が生じているように、いつどこで違反が生じてもおかしくない状況です。違反した場合は迅速に対応する必要がある、そのためには事前に十分な準備をしておくことが重要です。
- ◆そこで、本講座では、『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』（商事法務、2024年11月）の編著者を講師に招き、インサイダー取引規制について基礎から分かりやすく解説するとともに、最近の課徴金事例における状況や裁判例における考え方などを交えつつ、最終的には実務担当者として直面しそうな各場面での対応を一通りできるようになることを目標とします。

主要講義項目

第1部 インサイダー取引規制の基礎

- 1 インサイダー取引規制の趣旨
- 2 近年の取締状況
- 3 インサイダー取引規制の全体像
- 4 インサイダー取引規制の各要件

- (2) 株式報酬の付与とインサイダー取引規制
- (3) 株式報酬の売却とインサイダー取引規制
～知る前計画・Q&A～

3 自己株取得における対応

- (1) 自己株取得における重要事実がないことの確認 ～業績予想の修正・発生事実～
- (2) 自己株取得が重要事実該当する場合

第2部 事例別・インサイダー取引規制

1 重要な提携・M&Aにおける対応

- (1) 情報はどこから漏れるのか ～会社関係者・情報受領者・「知って」とは～
- (2) いつから管理するのか ～決定時期～
- (3) 重要事実該当するか ～バスケット条項～
- (4) 情報管理の要諦 ～情報伝達・取引推奨・公表～
- (5) 取引を行うための例外的方法 ～クロック取引など～
- (6) 取引をしてしまった場合の対応 ～中止～

2 株式報酬における対応

- (1) 重要事実への該当性 ～決定時期・公表・開示との関係～

※本セミナーはLIVE配信+後日のオンデマンド配信で開催する第1部と会場開催+後日のオンデマンド配信となる第2部の2部構成のセミナーです。

※本セミナーの受講者には参考書籍として講師陣の最新著書『事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕』（商事法務、2024年11月）を無料贈呈いたします。

ディスクロージャーの実務 ～基礎の確認から近時の動向まで～

セミナー概要

株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明。

講師紹介 浜田 宰 弁護士・公認会計士（DT 弁護士法人）

1999 年 名古屋大学法学部卒、2007 年 早稲田大学大学院法務研究科修了、2007 年公認会計士登録（2022 年再登録）、2008 年弁護士登録（2016 年再登録）、2014 年シカゴ大学ロースクール修了、2016 年ニューヨーク弁護士登録。1999 年トヨタ自動車株式会社（～2001 年）、2008 年 長島・大野・常松法律事務所（～2016 年）、2016 年 DT 弁護士法人（～現在）。2020 年から 2022 年にかけて、金融庁企画市場局企業開示課にて企業統治改革推進管理官として執務し、コーポレートガバナンス・コードの再改訂や公開買付制度・大量保有報告制度等の責任者を務める。著書として『Q&A 人権 DD』（きんざい、2023 年）、『コーポレートガバナンス・コードの解説』（商事法務、2022 年）、『統合報告で伝える価値創造ストーリー』（共編著、商事法務、2019 年）ほか。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 2 月 7 日（金）14 時 30 分～17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 2 月 6 日（木）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆非財務情報の開示が大きく拡充され、サステナビリティ開示基準と保証のあり方についての議論が進むなど、開示制度は大きな変革の中にあります。企業の側では、有価証券報告書を含めた法定開示において開示内容の充実を図る動きや、統合報告書をはじめとする任意開示への取組みが広がっています。機関投資家も、企業のサステナビリティ課題への取組みや無形資産に対する関心を強めています。
- ◆こうした変化の中で、開示制度と実務動向を適確に理解することは、SR 担当者を含む株主総会担当者にとって益々重要となっています。また、ガバナンス、人的資本、サステナビリティなど、非財務情報の開示に関与する部門・部署の方々にとっても、開示の役割と実務動向を把握する必要性は増すばかりです。
- ◆本講では、株主総会担当者、財務部・法務部担当者をはじめ、非財務情報の開示に関連する業務の担当者の方々を対象として、我が国の上場会社を巡る開示制度を概観した上で、開示制度と実務の近時の動向を分かり易く説明します。

主要講義項目

I 開示の目的・役割

- 1 なぜ法定開示制度が設けられているのか
- 2 企業が開示の充実に取り組む意義は何か
- 3 非財務情報の開示がなぜ重要となっているのか

II 開示書類・情報の概要

- 1 主な法定開示書類
 - (1) 金商法における開示書類
 - (2) 会社法における主な開示書類
 - (3) 上場規則における主な開示書類
- 2 任意開示
 - (1) 任意開示書類・媒体
 - (2) 任意開示と法定開示との関係

III 開示制度と開示実務の近時の動向

- 1 サステナビリティ開示・保証制度の動向
- 2 非財務情報の開示への取組みのポイント
- 3 サステナビリティ開示対応の実務
- 4 コーポレート・ガバナンスの開示対応の実務
- 5 開示への取組と社内体制のあり方
- 6 中堅・中小上場企業における開示対応

事例で学ぶ適時開示 ～基礎知識から実務対応まで～

会場開催

セミナー概要

適時開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付けることを目指す。

講師紹介 伊東祐介 弁護士（法律事務所 ZeLo・外国法共同事業）

鳥飼総合法律事務所入所後、株式会社日本政策投資銀行企業戦略部（M&A アドバイザリー業務）、株式会社東京証券取引所上場部（適時開示制度構築・運用業務）、日本取引所自主規制法人上場審査部（上場審査業務）での勤務を経て、2023 年法律事務所 ZeLo 参画。主な取扱分野は IPO、IR、M&A、ベンチャー・スタートアップ法務、訴訟 / 紛争解決など。東証スタンダード市場上場会社社外監査役兼任。著書・論文に『新規株式上場の実務と理論』（商事法務、2022 年）、「適時開示制度の概要（前編・後編）」（月刊監査役 673、675 号）など多数。

開催日程等

- 開催日程：2025 年 2 月 12 日（水）14 時 30 分～17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 2 月 10 日（月）
- 受講料：27,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆企業活動における重要な局面で、どのような情報を、どこまで、いつ開示すべきかを適切に判断することは、企業価値を守り、投資家からの信頼を維持するうえで極めて重要です。
- ◆本セミナーでは、東京証券取引所の適時開示制度を中心に、具体的な事例を豊富に取り上げながら、適時開示の基本原則を押さえつつ、開示の要否・内容について悩ましい場面に直面した際の考え方を身に付けることを目指します。
- ◆上場企業の開示担当者のみならず、これから上場を目指す企業の皆様にも役立つ内容となっており、実務で即使える知識と考え方を提供することを目的としています。

主要講義項目

- 1 情報開示制度の概要
 - ・情報開示制度概要
 - ・ディスクロージャーワーキンググループ報告（2022）
 - ・法定開示（金商法開示・会社法開示）
 - ・法定開示制度と適時開示制度の比較
- 2 適時開示制度
 - ・適時開示制度の意義と理念
 - ・適時開示が求められる会社情報、軽微基準とは
 - ・開示の要否・内容判断
 - ・任意開示とは
 - ・注意喚起制度とは
 - ・適時開示制度における実効性確保措置
- 3 適時開示の実務の流れ
 - （1）適時開示の要否の検討
 - （2）スケジュールの確認
 - （3）開示資料の作成
 - （4）適時開示の手続き
- 4 具体例による検討
 - （1）適時開示のタイミングが論点となる場合
 - （2）適時開示の内容が論点となる場合
- 5 質疑応答

ベーシック金商法 <開示編>

セミナー概要

広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新任担当者が押さえておきたいポイントについて分かりやすく解説。

講師紹介 谷口義幸 株式会社プロネクサス 執行役員

金融庁総務企画局企業開示課開示法制企画調整官、東北大学大学院経済学研究科教授、証券取引等監視委員会事務局開示検査課長等を経て現職
千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授（現在）
一般社団法人サステナビリティマネジメント&アシュアランス 理事（現在）

開催日程等

- 開催日程：2025年2月14日（金）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年2月13日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

<申込画面>



講座開設の趣旨

- ◆上場企業は、金融商品取引法において、その企業やグループ全体の事業や財務に関する詳細な情報を盛り込んだ有価証券報告書の提出が義務付けられています。特に最近では、有価証券報告書によって開示される情報はますます充実されてきており、近年のコーポレート・ガバナンスに関する情報の充実に続き、2023年3月期からはサステナビリティ情報の開示が義務付けられました。今後、サステナビリティ情報については、より詳細な開示が求められることになります。
- ◆こうした有価証券報告書等の開示書類による開示情報の拡充は、企業内容等の開示に関する内閣府令等の関係法令の改正によって行われます。このため、開示実務を行う担当者は、これら関係法令の改正の趣旨や内容をいち早く理解し、その上で実務を行う必要があります。
- ◆関係法令の改正の趣旨や内容を理解するためには、その土台となる企業内容等開示制度全般を理解することが重要です。しかしながら、金融商品取引法の企業内容等開示制度の範囲は広く、また、複雑な体系となっており、これらを定める多くの規定は難解なものとなっています。
- ◆そこで、本セミナーでは、広範、複雑、かつ難解な企業内容等開示制度のうち、特に開示実務に携わる新任担当者が押さえておきたいポイントについて、長年、金融庁において金融商品取引法に基づく開示制度の企画・立案に従事してきた講師が、企業内容等開示制度全体を俯瞰しつつ、分かりやすく解説します。

主要講義項目

- I 金融商品取引法における開示制度
 - 1 金融商品取引法における開示制度の意義・目的
 - 2 金融商品取引法における開示制度に関する法令等の体系
- II 企業内容等開示制度の全体像
- III 継続開示制度
 - 1 有価証券報告書
 - 2 半期報告書
 - 3 その他の継続開示書類
- IV 発行開示制度
 - 1 届出義務
 - 2 有価証券届出書
 - 3 目論見書
- V エンフォースメント

締切間近

ベーシック会社法 ～企業統治関係を中心に～

WEB 配信

セミナー概要

企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法・関係法令、コーポレートガバナンス・コード等を整理し、法律知識にとどまらない必須の実務を解説。

講義時間：約3時間



増田健一 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

1986年東京大学法学部卒業、1988年弁護士登録（第二東京弁護士会）、1992年シカゴ大学ロースクール卒業（LL.M.）、1993年ニューヨーク州弁護士登録、1997年アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業 パートナー（現任）、2019年～2022年東京大学大学院法学政治学研究科客員教授。その他、プライム市場上場企業数社の社外取締役、社外監査役を務めている。M&A、プライベート・エクイティ投資、コーポレートガバナンス、人事・労働関係案件、訴訟案件、その他企業法務全般において数多くの経験を有しており、クロス・ボーダー案件にも精通している。

視聴期間等

- 視聴期間：2024年10月23日（水）10時～2024年12月23日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024年12月16日（月）
- 受講料：38,500円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆企業法務担当者にとって、実務の前提となる現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であるといえます。
- ◆しかしながら、多くの担当者は、日々多忙な業務に追われ、法の全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになりがちです。
- ◆そこで、本講座では、企業法務・株式実務担当者の方を対象に、企業統治関係を中心に最低限押さえておきたい会社法および関係法令の基本事項、さらにはコーポレートガバナンス・コード等についても整理、確認した上、法律の知識にとどまらず担当者として必須の実務について解説します。
- ◆各社の法務・株式実務の担当部門に配属された新任・新入社員の方を想定した内容ですが、改めて会社法の復習と実務のつながりを確認したい実務担当者のご受講も歓迎いたします。

主要講義項目

I 株式会社に関する法体系

- 1 会社とは
- 2 会社法と法務省令
- 3 金融商品取引法と金融商品取引所規則
- 4 コーポレートガバナンス・コード
- 5 会社を規律するその他の法令

II 株式と株主

- 1 株式とは
- 2 株式の譲渡
- 3 株券
- 4 株主名簿
- 5 株主の権利
- 6 新株発行と自己株式の処分

III 会社の機関とその役割

IV 株主総会

- 1 株主の総意によって会社の意思を決定する機関
- 2 法定事項
- 3 招集
- 4 株主提案権
- 5 議決権
- 6 議事運営

7 決議

- 8 議決権行使の方法
- 9 定時株主総会スケジュール

V 取締役と取締役会

- 1 取締役
- 2 取締役会
- 3 代表取締役
- 4 業務執行取締役
- 5 社外取締役
- 6 取締役と会社との関係
- 7 取締役の責任

VI 監査役と監査役会

- 1 選任等
- 2 人数
- 3 職務
- 4 権限
- 5 会社に対する責任・報酬
- 6 監査役会

VII その他の機関

- 1 会計参与
- 2 会計監査人

VIII 指名委員会等設置会社

- 1 選択方法

- 2 指名委員会等設置会社における機関の概略

- 3 取締役・取締役会・指名委員会等

IX 監査等委員会設置会社

- 1 選択方法
- 2 監査等委員会設置会社における機関の概略
- 3 取締役・取締役会・監査等委員会

X 代表訴訟

- 1 「株主代表訴訟」の意義
- 2 提訴権者
- 3 提訴前の手続
- 4 代表訴訟の手続
- 5 その他の会社訴訟

XI 子会社関係

- 1 100%子会社とその他の子会社
- 2 親会社の子会社管理責任

新任担当者が押さえておきたい 取締役会の法務と実務上のポイント

締切間近

セミナー概要

新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説。

講義時間：約3時間

**小林章博 弁護士**（弁護士法人中央総合法律事務所）

京都大学法学部卒。2009年11月～弁護士法人中央総合法律事務所京都事務所代表。2014年4月～2015年3月同志社大学法科大学院兼任教員。2016年3月～船井総研ホールディングス社外取締役（監査等委員）、2017年4月～2022年3月京都大学法科大学院特別教授。

主な著作：『取締役会の法務〔I〕～〔VI〕』（旬刊商事法務 2272号～2277号）、『内部通報制度の理論と実務〔第2版〕』（共著）（商事法務、2022年5月）。

視聴期間等

- 視聴期間：2024年10月29日（金）10時～2025年1月10日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024年12月23日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆取締役会が実質的に機能し与えられた役割を十分に発揮することは、会社の持続的成長と中業期的な企業価値向上のために極めて重要です。特に2015年6月から上場会社に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コード（CGC）においても（最終改訂2021年6月）、基本原則の1つとして「取締役会等の責務」が掲げられ、近時、上場会社では、取締役会の実効性を高めるための様々な工夫が行われています。
- ◆一方、取締役会についても、株主総会と同様に、招集、決議、議事録等について法令上の規定が存在します。各社で取り組まれている実務上の工夫は、これら取締役会に関する会社法の規律を遵守した上に構築すべきものです。従って、取締役会担当者には、会社法が定める取締役会に関する規律を正確に理解した上で、取締役会の運営サポートや実務上の工夫に取り組むことが求められます。
- ◆本セミナーは、新任担当者には基礎固め、また経験者には再確認のために、会社法の規定を確認しながら、取締役会の運営に関する実務ポイントを解説します。

主要講義項目

- I 取締役会の役割と事務局の心得
- II 取締役会の招集
 - 1 招集の必要性
 - 2 招集権者
 - 3 招集方法
 - 4 招集手続の瑕疵
- III 取締役会の運営
 - 1 取締役会の開催方法（WEB会議、電話会議等）
 - 2 取締役会の議長
 - 3 取締役会の決議
 - （1）定足数と可決数
 - （2）特別利害関係取締役
 - 4 取締役会の決議の省略
- IV 取締役会の決議事項と報告事項
 - 1 決議事項と付議基準
 - 2 競業取引・利益相反取引に関する諸問題
 - 3 報告事項
 - 4 取締役会の報告の省略
- V 取締役会の議事録
 - 1 法定記載事項
 - 2 議事録への署名もしくは記名押印等
 - 3 議事録の備置きと閲覧・謄写請求への対応

株式会社法基礎講座（全2回）

～「会社法」の体系と要点をわかりやすく解説～

WEB 配信

セミナー概要

激動する社会情勢への対応や経営基盤強化の中で生じる企業体制の変化への確に対応するための前提として、株式会社法の全体像を把握し、基礎知識を短時間で効率的に習得。20年以上続くロングランセミナー。

講義時間：約9時間30分



川口恭弘 同志社大学法学部教授

1983年神戸大学法学部卒業。愛媛大学法文学部助教授、神戸学院大学法学部教授を経て、2000年現職。近著『金融機関の私企業性と公益性』（2022年、有斐閣）、『新・日本の会社法〔第2版〕』（2020年、商事法務）、『アメリカ銀行法』（2020年、弘文堂）、『金融商品取引法への誘い』（2018年、有斐閣）など。

視聴期間等

- 視聴期間：2024年10月31日（木）10時～2025年1月31日（月）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年1月24日（金）
- 受講料：58,300円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆株式会社法を体系的に学ぶ必要を感じておられる実務担当者が多いと思われます。
- ◆しかし、多くの実務担当者は、日々の業務の中で発生する問題への対症的な処理に追われ、株式会社法の全体像や実務の裏付けとなる法理を勉強することは、どうしても後回しになってしまうのが実情ではないでしょうか。
- ◆また、激動する社会情勢への対応や経営基盤強化のために、企業体制は常に変化していく必要がありますが、担当者が的確にそれらに対応するための前提として、現行法制に関する基本的な知識の習得は必須であるといえます。そこで、多忙な実務担当者の皆様が、株式会社法の基礎知識を短時間のうちに効率的に習得できるよう、川口恭弘教授を講師に招聘し、本講座を開設することといたします。
- ◆本講座では、講座用に作成した詳細なレジュメと下記のテキストを使用し、令和元年の会社法改正や、最新のコーポレートガバナンス・コード等の内容も盛り込んだうえ、会社法の全体像をわかりやすく解説いたします。
- ◆本講座は、ビジネス・ロー・スクール開催のセミナーのなかでも、20年以上続く、ロングランセミナーです。初学者の方から、この機会に学び直したい方まで広く受講をお薦めいたします。

※ 講義テキストとして、河本一郎＝川口恭弘著『新・日本の会社法〔第2版〕』（商事法務、2020）を配付（無料贈呈）します。

主要講義項目

- 1 株式会社法の目的
- 2 株式会社の機関と権限
- 3 株主総会の招集手続と決議
- 4 取締役の義務と責任
- 5 株主代表訴訟制度
- 6 監査役・監査役会制度
- 7 指名委員会等設置会社・監査等委員会設置会社
- 8 株式の内容の多様化（種類株式）
- 9 募集株式の発行手続
- 10 自己株式の取得規制
- 11 買収防衛策
- 12 企業結合法制

新任子会社役員が押さえておきたい「義務と責任」

～事例を通して役員責任の大枠を掴む～

セミナー概要

各講師それぞれの経験に基づき、子会社の新任役員に加え、子会社役員を支える管理部門担当者に対しても、有効な実務の参考となるヒントを提示。

講義時間：約3時間



福崎剛志 弁護士（日比谷タックス＆ロー弁護士法人）

奥山健志 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

山田和彦 弁護士（中村・角田・松本法律事務所）

視聴期間等

●視聴期間：2024年12月24日（火）10時～2025年2月25日（火）17時

●視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

●申込期限：2024年2月17日（月）

●受講料：33,000円（税込）／1名分

※本講では、1社（同一法人内に限り）何名でもご受講いただける法人申込プラン（1社につき税込66,000円）を設定しております。子会社役員研修にご活用ください。

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆「グループガバナンス」は各社喫緊の課題ですが、親会社にとって、その実効性を高めるためには、まずは各グループ会社における実務を担う子会社役員に対する意識づけ、すなわち取締役・監査役としての義務と責任をしっかりと理解してもらうことが重要です。
- ◆とはいえ、子会社役員の方々の日常としては、自らの担当部署の業務遂行がメインとなることから、経営のプロである「取締役」として、何を抛り所として判断していけば良いのか、具体的にはどのような対応が求められるのか、「監査役」として何を指摘すれば良いのか、その伝え方は悩ましいところでもあります。
- ◆そこで、本セミナーでは、経験豊富な3名の講師陣を迎え、主として新たに子会社役員に就任した方を念頭に、子会社役員として理解しておかなければならない基本事項を整理したうえ、現実問題として直面するさまざまな事例をとりあげ、子会社役員として実際にどのように対応しなければならないのか、実務的視点から解説します。
- ◆本セミナーは、子会社役員を支える管理部門担当者に対しても、各講師それぞれの経験に基づき、実務の参考になるヒントを多数提示します。新任役員ご本人のみならず、それらの方に対して必要情報を提供する役回りである事務局の方にもご受講をおすすめします。

主要講義項目

1 取締役の義務と責任

- ・取締役の忠実義務・善管注意義務・監視義務・内部統制システム構築義務とは
- ・経営判断原則とは

2 取締役会運営の留意点

- ・子会社における取締役会とは
- ・取締役会運営にあたっての留意点

3 事例で考える取締役としての義務と責任

- ・子会社における労務問題と子会社取締役の責任
- ・子会社の粉飾決算と子会社取締役の責任
- ・子会社の独禁法違反と子会社取締役の責任
- ・子会社における偽装問題と子会社取締役の責任

4 もう一步先の実務対応

- ・今後求められる子会社役員の責務とは
- ・グループガバナンス（グループ内部統制）の視点

印紙税の基本

～事例で学ぶ実務対応～

会場開催

セミナー概要

講義前半では、印紙税の基礎知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する契約だが印紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイントを整理。

講師紹介 山端美徳 税理士・行政書士（山端美徳税理士事務所・行政書士事務所）

国税庁長官官房事務管理課、東京国税局課税第二部調査部門（間接諸税担当）、同消費税課諸税係長などを歴任。2008年退官、神奈川県相模原市で税理士登録。2010年ファイナンシャルプランナー登録（AFP）、行政書士登録。主著に本セミナーのテキストでもある『間違いと痛い!! 印紙税の実務Q&A〔三訂版〕』（2021年、大蔵財務協会発行）のほか、『文書類型でわかる 印紙税の課否判断ガイドブック〔新版〕』（2020年、清文社発行）等がある。

開催日程等

- 開催日程：2025年1月17日（金）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年1月16日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



※ 本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。

講座開設の趣旨

- ◆印紙税の取扱いについては、そもそも課税文書とはどのような文書をいうのか、またどのような場合にどのような文書が課税文書に該当するのかなど、基本的な理解とその全体像を把握することなく、“従前どおり”として判断しているのが実情ではないでしょうか。
- ◆一般的には「契約書には収入印紙を貼らなければならない」という意識はあるものの、契約書（文書）に応じて印紙税額が異なることから、実は誤った対応をしているケースや、作成される通数も膨大な数であることにより、結果として多額の過怠税が追徴されるケースも少なくなく、作成段階においていかに対応していくかが最も重要となります。
- ◆そこで、本セミナーでは、契約書等多くの文書業務を担当する総務部門、法務部門の方々を対象に、改めて印紙税の基本について整理するとともに、実務対応上の留意点について解説いたします。
- ◆講義前半では印紙税の基本的な知識や考え方を整理し、後半では、業務委託契約などの日常的に締結する契約だが印紙税の扱いとしてとくに間違いやすい事例をもとに受講者に考えていただきながら実務のポイントを整理していきます。
- ◆講師には、国税局にて印紙税の実務に関与されていた山端美徳税理士を迎え、とくに間違いやすい印紙税の実務については具体的なケースを紹介しながら、課税対象の判断基準のほか、印紙税調査の実情についても解説していただきます。

※ テキストとして『間違いと痛い!! 印紙税の実務Q&A〔三訂版〕』（2021年、大蔵財務協会発行・定価1,200円（税別））を配布（無料贈呈）いたします。

※ 講義終了後、講師への簡易相談会を開催いたします。講義への質問はもちろんのこと、日々の業務のお悩み相談までできる機会となっております。

主要講義項目

- | | |
|---|---|
| <p>1 印紙税とは</p> <p>2 課税範囲等</p> <p>（1）課税文書とは</p> <p>（2）課税文書に該当するかどうかの判断</p> <p>（3）他の文書を引用している文書</p> <p>（4）原契約の内容の変更</p> <p>（5）申込書、注文書等</p> <p>（6）文書の所属の決定</p> <p>（7）記載金額</p> <p>（8）納税義務者</p> <p>3 納税地等</p> <p>（1）納税地とは</p> <p>（2）印紙税の納付方法</p> <p>（3）印紙税の還付等</p> | <p>4 課税文書の内容（誤りやすい事例）</p> <p>（1）賃貸借契約書</p> <p>（2）業務委託契約書</p> <p>（3）変更契約書</p> <p>（4）売買基本契約書</p> <p>（5）保守契約書</p> <p>（6）海外で作成される契約書</p> <p>（7）その他</p> <p>5 印紙税調査</p> <p>（1）印紙税調査の現状</p> <p>（2）印紙税調査の方法</p> |
|---|---|

契約交渉ロールプレイング ～実務的な落としどころを探る～

セミナー概要

弁護士2名によるロールプレイを通じて、契約書作成や交渉術を実践的に学ぶ。契約書の基本知識から、秘密保持や業務委託契約などの典型的な契約類型の注意点を解説し、交渉力を高め、『落としどころ』を見つけるスキルを体感。実務に役立つ知識を得られ、最後に確認テストで知識の定着を図る。

講師紹介 壺岐祐哉 弁護士（長島・大野・常松法律事務所）

2018年慶應義塾大学法学部法律学科卒業。2019年弁護士登録（第二東京弁護士会）。2019年～2023年中村・角田・松本法律事務所所属、2023年長島・大野・常松法律事務所入所。M&A取引、株主総会対応、コーポレートガバナンス、企業間紛争等を中心に企業法務全般を取り扱うほか、労働法に関するセミナーも多数開催している。

平山直樹 弁護士（平山綜合法律事務所）

2016年京都大学法学部卒業。2018年京都大学大学院法学研究科卒業。2019年弁護士登録（大阪弁護士会）。2019年～2024年弁護士法人大江橋法律事務所所属、2024年平山綜合法律事務所入所。M&A取引、会社法関係争訟、内部通報対応、契約書のリーガルチェック等の企業法務全般を取り扱うほか、人事労務に関する法律相談（内規作成、修正等）・紛争代理、ハラスメント調査など、労務案件も多数取り扱う。その他、立命館大学エクステンションセンター講師も務める。

開催日程等

- 開催日程：2025年1月29日（水）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年1月28日（火）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

[＜申込画面＞](#)

講座開設の趣旨

- ◆本講座は、契約審査をご担当される方を対象に、講師の弁護士2名が目の前でやるロールプレイングを通じて、契約書作成・契約交渉のイメージを掴むとともに、交渉術の知見も踏まえた、最終的な「落としどころ」を見つけるための契約交渉の方法を会得することを目的としています。
- ◆契約書を作成して相手方に提示する際、はじめに自社で用意している雛形や、過去に締結された同類型の契約書を参考にすることがあると思います。しかし、具体的な事案において、雛形や過去の契約書をそのまま使用することが適切なのか（事案にあわせて変更すべき点がないか）、また、相手方に提示した後、相手方から修正要望があったときにどの程度であれば変更に応じてよいのかといった、「実務的な落としどころ」が分からないことも多いのではないのでしょうか。
- ◆本講座では、はじめに契約書における文言の使い方、実務上頻出の各契約書の特徴といった基礎知識をお伝えし、契約書作成の基礎を身に付けていただいた後、続いて、交渉術の知見を端的に解説した上で、講師の弁護士が二手に分かれて、目の前で社内会議の様子や交渉術を活かした契約交渉のロールプレイングも行いますので、契約書のどこに着目して交渉を進めるべきか、どうすれば双方が納得した「落としどころ」が見つけられるのかなど、単なる契約書作成のための法律知識の習得にとどまらない、実践的な契約交渉の実務まで体感することができます。
- ◆また、本講座では講師の弁護士双方の実体験を踏まえた「ちょっとした疑問・課題」についても紹介しながら講義を進めます。メインの対象者は法務初心者ですが、後輩・同僚・事業部門へ納得感のある説明がうまくできないと感じている方や普段の契約審査で取引相手から毎回同じような反論が戻ってくるがイマイチ腑に落ちていない方にとってもご参考になるかと思います。本講座を通じて、契約書作成・契約交渉の第一歩を踏み出しましょう。

主要講義項目

- はじめに知っておきたい契約書作成の決まり事
 - (1) 「良い」契約書とは？—予防法務の観点から
 - (2) 明確性と予測可能性を高めるために
 - ・要件と効果
 - ・原則と例外
 - ・期限の定め方—「明日まで」は明日やれば良い？
 - (3) 契約書とは
 - ・契約成立のために「契約書」は必須か？
- 典型的な契約類型とその特徴・注意点
 - (1) 契約全般について
 - ・雛形の使い方
 - ・契約書のどこに着目するか
 - ・交渉力に応じた対応の必要性
 - ・不合理な要望への対応
 - (2) 秘密保持契約書
 - ・交渉をスタートするにあたっての大前提
 - ・情報を開示する側にも開示される側にもなり得ること
 - (3) 取引基本契約書
 - ・取引基本契約が必要なときは？
 - ・基本契約に記載すべきこと、個別契約に記載すべきことの区別
 - (4) 業務委託契約書
 - ・請負契約か（準）委任契約か
 - ・契約対象は物かサービスか
- 契約交渉のロールプレイング—それぞれの契約書を基に
 - (1) 交渉術の概論
 - ・契約交渉のスタンス
 - ・無意味な交渉と、建設的な交渉
 - ・「自身の立場に固執せず、利害を見よ」—ハーバード流交渉術の例
 - (2) 秘密保持契約書：ある社内会議の一コマ
 - ・秘密保持契約書の必要性
 - ・秘密情報の定義・範囲
 - ・例外的な情報開示や複製をどこまで認めるか
 - ・損害賠償義務を設けることの意義・実効性
 - ・案件終了後の秘密情報の破棄
 - (3) 取引基本契約書：契約交渉のロールプレイング①
 - ・基本契約書に記載すべき内容—どこまで記載するか
 - ・在庫負担や不適合物が納入されるリスク
 - ・継続した契約を突如解除されるリスク
 - ・信頼関係が構築できていない状態での契約締結
 - (4) 業務委託契約書：契約交渉のロールプレイング②
 - ・成果物の完成が義務付けられているか
 - ・知的財産権の帰属
 - ・契約の途中解約を認めるか
- 確認テスト

契約実務から民法を学ぶ

～近時の電子契約等リーガルテックも踏まえた民法の体系的思考プロセスを養成～

セミナー概要

契約実務担当者を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら解説。

講師紹介 齋藤弘樹 弁護士（岩田合同法律事務所）

危機管理業務（平時の内部統制システムの整備や有事対応）と IT 関連業務を多く扱い、日々契約書や利用規約の作成・分析に取り組んでいる。
主な著作：『企業が腐る 3 つの理由 インテグリティはあるのか』（共著 中央経済社 2023 年）、『ランサムウェア攻撃に関する論点・危機管理』（月刊監査役 2022 年 8 月号）。

《企画監修》田路至弘 弁護士（岩田合同法律事務所 代表パートナー）

開催日程等

- 開催日程：2025 年 2 月 13 日（木）13 時～17 時 30 分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定 員：40 名（先着順） ●申込期限：2025 年 2 月 12 日（水）
- 受講料：38,500 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約業務担当者にとって契約実務の前提となる民法の理解は必須となります。しかしながら、基本であるにもかかわらず、膨大な条文数と構造の複雑さから、OJT で習得することは困難といわれます。
- ◆また、民法を学んだ経験のある方でも、実務では慣習や特別法の対応に追われ、一般法である民法が実務ではどのように適用されているかを理解し、活用できている方は多くはないのではないのでしょうか。
- ◆本講座では掲記テキストを用い、企業において契約業務を担当されている方を対象に、膨大な民法の知識を現実の業務のイメージとリンクして習得していただけるよう、実例や判例を用いながら、現実の企業間の取引に即して、かつ実際の取引の進行に従って解説を進めていきます。
- ◆さらに、2020 年 4 月の民法改正（債権法改正）の論点が、実務上どのような影響を及ぼすのか、普及してきたリーガルテックをどのように取り入れたらよいかについても解説を加えたうえ、企業法全体の体系や契約書作成上の注意点、紛争処理の流れについても適宜触れていきます。
- ◆新任担当者の皆様にも、民法の知識の整理・理解の場としてのご受講をお勧めします。
- ◆なお、当日は、講義の合間に会場参加者の皆様のご関心事や疑問などを伺いながら講義を進める予定です。
- ◆また、当日質問できなかった方のために事後質問を受け付け、後日可能な範囲で回答動画を配信します。

※ テキストとして、企画監修者の著書『法務担当者のためのもう一度学ぶ民法（契約編）[第3版]』（商事法務、2024 年（予定））を配付（無料贈呈）します。

主要講義項目

1 民法と契約の関係

- ① 民法を学ぶための必要なイメージ（物権と知財法は同じようなもの？）
- ② 企業法務の中の民法・契約（担当者が意識すべきポイントはどこか？）

2 契約締結前の法律関係—契約実務における信義則（1条2項）の反映—

- ① 契約の存在意義（なぜ契約書を作成するのか？）
- ② 契約準備段階の責任（M&Aを題材に）
- ③ 契約交渉・契約書作成のテクニック（譲歩は最後の切り札）

3 契約における基本法理—法律行為を中心に—

- ① 意思表示の理論（詐欺錯誤は実務頻出）
- ② 代理の理論（企業取引の当事者は誰か？）
- ③ 電磁的な方法による意思表示（メール・Web・プラットフォーム等の場合を考えてみる）

4 契約の解釈と効力

- ① 契約の解釈とは何か（土壌汚染は契約不適合にあたるか？）
- ② 典型契約が契約の解釈に与える影響（委任か請負かが勝敗を分ける）
- ③ 契約書作成のテクニック（ひな形の危険性、基本契約書の重要性）

5 契約の終了と履行強制

- ① 契約解除の注意点（契約書に記載があっても解除できない！？）
法定解除、約定解除、合意解除の各要件と効果
- ② 債務不履行の要件・効果（「不履行」、「損害」、「因果関係」の要件に立ちふさがるハードル！）
「不履行」の意義、損害賠償責任の規定と実務
- ③ 裁判所の利用方法（裁判所は利用しづらい？）

会場開催

法務カウンセリングの技術【大阪開催】

～ケース・スタディを通じてカウンセリングのノウハウを習得する～

セミナー概要

具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務（弁護士への相談依頼を含む）を遂行するうえで身に付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説。長年人気を博する実践的セミナーを大阪でも開催。

講師紹介 松本伸也 弁護士（丸の内総合法律事務所）

昭和 57 年 早稲田大学法学部卒、昭和 59 年 司法試験合格、昭和 62 年 司法修習修了（39 期）、同年弁護士登録、平成 13 年（株）インプレスホールディングス社外監査役（現任）、平成 17 年～20 年 最高裁判所司法研修所 民事弁護教官、平成 19 年 澁澤倉庫（株）社外取締役（現任）、平成 21 年～23 年 新司法試験考査委員（民法）、平成 23 年 司法試験予備試験考査委員、同年公益財団法人キリン福祉財団理事（現任）、平成 25 年 大太平洋金属（株）社外取締役（現任）

開催日程等

- 開催日程：2025 年 3 月 3 日（月）13 時 30 分～17 時（質疑応答込み）
- 開催場所：大江ビル 13 階会議室（大阪府大阪市中央区農人橋 1 丁目 1-22）
- 定 員：20 名（先着順） ●申込期限：2025 年 2 月 25 日（火）
- 受講料：38,500 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



- ※ 本講は会場参加限定セミナーです。収録動画配信は実施いたしません。
- ※ 定員 20 名（最少催行人数 10 名）となっておりますのでお早めにお申し込みください。
- ※ 経営法友会会員には本講を特別割引価格（27,500 円（税込））でご提供します。備考欄に「経営法友会会員」と記載の上、お申し込みください。

講座開設の趣旨

- ◆社内から寄せられる法律相談への対応は、法務部門として日常的に大きな比重を占める重要な仕事です。法務担当者には、法律問題について悩みを抱えている、あるいは解決策を模索しているクライアントである社内の諸部門からの相談に対し、常に最適な解決策や対応方針を提示できるような、カウンセラーとしての素養を備えていることが期待されます。
 - ◆しかし、このような素養は一朝一夕で身に付くものではなく、明確な目的意識といくつかの重要な指針を基礎に置いて、主体的に日常の法律相談業務を積み重ねていくなかで獲得するものです。
 - ◆さらに、高度に専門的な知見を必要とする案件について、弁護士に相談を依頼することも法務部門の主管業務ですが、法務担当者には、社内クライアントと弁護士との単なる伝言板ではなく、会社の意図や実情、必要な情報を弁護士に伝達するとともに、弁護士との間で専門的レベルでのコミュニケーションを的確に行い、弁護士と協働して解決策を見出していく主体的な役割が求められています。
 - ◆そこで本講では、具体的な相談案件を素材として、法務担当者が法律相談業務（弁護士への相談依頼を含む）を遂行するうえで身に付けておきたい法務カウンセリングの技法を解説します。
- （受講者には事前に設例を検討していただき、当日はディスカッションを交えて講義を進めます）

主要講義項目

- 1 法務部に求められている役割と意識
- 2 法務部員が備えているべき資質・能力
- 3 法務カウンセリングの技術
- 4 ケース・スタディ（全4ケースを予定）

ケース・サンプル

〔設例〕

産業廃棄物処理業者X社は、産業廃棄物処理施設を建設するには立地条件その他の理由から、甲社の所有しているA土地が最適であると判断し、甲社に対し、当該土地を買いたい旨の申し入れをしてきた。

甲社は、当初、当該土地には土壌汚染があり、処理費用や責任問題もあることから、売却に躊躇を覚えていたが、X社は、土壌汚染は処理せずそのままの状態でもよく、また、売買価格も市場価格でよいとの条件を提示してきた。

なお、当該土地の周辺には住宅はなく、反対する住民も存在しないものとする。但し、当該土地には、土壌汚染対策法の適用の余地があるものとする。

〔設例への相談事項〕

- 1 本件の売却話を進める場合に留意すべき点はないか。
- 2 当該土地を市場価格で売却することは問題ないか。
- 3 この土地をX社に売却するとして、売買契約条項として特に盛り込むべき条件はどのような内容が考えられるか。

契約審査における税務の勘所 ～印紙税・消費税を題材として～

WEB 配信

セミナー概要

契約審査において留意すべき税務リスクについて、印紙税と消費税を題材に、税務初心者の法務・総務担当者の方にもわかりやすく基礎から解説。

講義時間：約 3 時間



安田雄飛 弁護士・税理士（弁護士法人北浜法律事務所）・元国税審判官

2008 年京都大学法学部卒業、2010 年京都大学法科大学院修了。2011 年弁護士登録。2012 年～ 2016 年三宅坂総合法律事務所、2016 年～ 2019 年東京国税不服審判所（国税審判官）を経て、2019 年北浜法律事務所入所。現在、同事務所パートナー弁護士。

著作に、『対話でわかる租税「法律家」入門』（共著、中央経済社、2024）のほか、「転売目的でなされた居住用賃貸建物取得の仕入税額控除を巡って」（税経通信 78 巻 7 号 83 頁）、「対談 消費税争訟事案の現状と展望」（T & Amaster1010 号 1 頁）、「M & A 準備中の非上場株式の相続税評価（東京地判令和 6・1・18）」（NBL1267 号 35 頁）等。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 28 日（木）10 時～ 2025 年 2 月 3 日（月）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 27 日（月）
- 受講料：33,000 円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆「税務」の判断に当たって「法務」の知見の重要性が高まっています。従来の課税実務では取引等の経済的実質が重視される傾向にありましたが、近年の裁判例においては「課税は原則として私法上の法律関係に即して行われるべき」という考え方が定着し、課税当局も、課税の前提となる法律関係の検討を重視し、そのための審査体制を強化しています。
- ◆企業においても、課税関係を正しく判断し、課税リスクに適切に対処するためには、法務部門が、契約審査等に際し課税への影響を理解した上で法律関係を検討するとともに、経理部門と法務部門とが連携して課税関係について判断することが重要となっています。
- ◆本講義では、課税要件と法律関係の結びつきが特に強い印紙税と消費税について、課税要件の基本と典型的な課税事例を解説し、契約書に付随する課税リスクとその対策の勘所をつかんでいただくことを目指します。

主要講義項目

I 「税務」の判断における「法務」の知見の重要性

II 印紙税の勘所

- 1 課税要件
- 2 典型的な課税事例の解説
- 3 課否判定の誤りの主要因と対策

III 消費税の勘所

- 1 消費税の仕組みと課税要件
- 2 典型的な課税事例の解説
- 3 インボイス制度と法務部の役割
- 4 課税リスクへの対策

基礎から学ぶ 契約書の作り方・読み方（全3講）

～担当者に必要な実用知識を重点集中解説～

セミナー概要

業務に直結するポイントを重点的に解説し、裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、AI契約書レビューサービスや ChatGPT 等の近時のトピックについても適宜取り上げ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指す。

講義時間：約 12 時間



太田大三 弁護士（丸の内総合法律事務所）

平成3年私立武蔵高等学校卒。平成8年東京大学経済学部経済学科卒。平成8年司法試験合格。平成9年東京大学経済学部経営学科卒。平成11年司法修習終了（51期）。平成11年弁護士登録。平成15年経済産業省特許庁法制専門官。平成18年弁理士登録。令和元年株式会社デコルテ（現株式会社デコルテ・ホールディングス）社外監査役（現任）。

視聴期間等

- 視聴期間：2024年11月1日（金）10時～2025年2月7日（金）17時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025年1月24日（金）
- 受講料：66,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆契約書の管理業務（プランニング、起草、審査、交渉、締結、改訂等）に携わる実務担当者が身に付けておかなければならない法律上・実務上の基礎知識は、きわめて多岐に亘ります。しかし、それらを短時間のうちに効率良く学ぶことのできる機会は、意外と少ないのが実情のようです。
- ◆そこで、本講座は、多忙な実務担当者の皆様が、契約書の管理業務の遂行に必要な基礎知識を、集中的に、また、過不足なく習得していただけるよう、全3講・計12時間のプログラムをご提供しています。
- ◆講義は、実用知識の習得を眼目とし、実際の業務に直結するポイントを重点的に解説するとともに、実務の裏付けとなる法理についても平易に説明を加えたうえ、担当者に求められるリーガルマインド（法的なものの考え方）の向上を目指します。

主要講義項目

第1講 契約・契約書の基礎知識

- 1 「契約」とは、「契約書」とは何か
- 2 なぜ、「契約書」を作らなければならないのか—契約書の意味
- 3 「契約書」における文言はどのように解釈されるのか
- 4 契約書の形式（その1）本文以外の形式等
- 5 契約書の形式（その2）署名・記名押印
- 6 契約書の形式（その3）約款について
- 7 契約書の形式（その4）電子契約について
- 8 契約書の内容 契約書に記載したことは全て効力を発するのか
- 9 契約の内容に「執行力」をもたらすためには

第2講 契約書の作り方・読み方（総論）

- 1 各種の契約書における条項の基本的な構成イメージ

- 2 「何をするのか」・・・当事者それぞれの履行すべき内容に関する条項の例
- 3 主として契約の効力の存続に関する条項の例
- 4 主として何らかの問題が生じる場合に備える条項の例
- 5 その他の一般条項の例
- 6 具体的な条項の作成にあたって

第3講 契約書の作り方・読み方（各論）

- 1 売買契約と売買契約書
- 2 （売買）取引基本契約と取引基本契約書
- 3 不動産賃貸借契約と賃貸借契約書
- 4 業務委託契約（システム開発委託契約を含む）とその契約書
- 5 ライセンス契約とライセンス契約書
- 6 秘密保持契約と秘密保持契約書

法務スタッフのための
「これだけは知っておきたい」ポイント解説
【契約編】

セミナー概要

日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理した上で、知的財産、M&Aをめぐる契約上の留意点も取り上げ、具体的・実践的なスキルを解説。

講義時間：約3時間×3講

講師
紹介

片桐 大 弁護士（森・濱田松本法律事務所）[第Ⅰ講]

上村哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所）[第Ⅱ講]

藤田知也 弁護士（森・濱田松本法律事務所）[第Ⅲ講]

企画監修 藤原総一郎 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

視聴期間等

- 視聴期間：第Ⅰ講 2024年7月26日（金）10時～2025年3月10日（月）17時
第Ⅱ講 2024年8月9日（金）10時～2025年3月10日（月）17時
第Ⅲ講 2024年8月30日（金）10時～2025年3月10日（月）17時

- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。

- 申込期限：2025年3月3日（月）

- 受講料：66,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆法務スタッフとして、契約の作成、審査等の業務に関する一般的知識を身に付けておくことの重要性はいうまでもないところですが、個別・具体的な場面において取引類型や取引実態に応じた契約条項となっているか、過不足なく適切な契約書面になっているかどうかをチェックし、会社にとってのリスクを的確に把握して、想定されるさまざまなリスクに対応した内容の契約書に仕上げるができるかどうかは、その後のリスクマネジメント上も大きなポイントになります。
- ◆日常取り扱うことの多い売買契約や業務委託契約等の契約条項において、法律上、実務上の基礎知識を整理し、実務において有用かつ実践的な契約文言案等を習得していただいた上で、とくに最近問題が多く見受けられる知的財産、M&Aをめぐる契約上の留意点もそれぞれ取り上げ、具体的・実践的なスキルを身につけていただけるよう、解説します。

※〔紛争編〕と合わせてお申し込みいただくと割引セット価格でご受講いただけます
（契約編 66,000円＋紛争編 33,000円⇒セット価格 88,000円）。

＜セット申込＞



主要講義項目

第Ⅰ講 契約条項の基本と実務

- 1 契約とは
 - (1) 契約書を作成する意義
 - (2) 紛争と契約
- 2 契約の基本条項の検討(売買基本契約を例として)
 - (1) 総論（契約書審査の視点）
 - (2) 契約不適合に関する条項
- 3 担保の取得
 - (1) 動産譲渡担保
 - (2) 債権譲渡担保
- 4 契約類型毎の留意点とチェックポイント
 - (1) 業務委託契約
 - (2) 不動産賃貸借契約

第Ⅱ講 知的財産権に関する契約条項の基本と実務

- 1 知的財産権に関する契約の基礎知識
- 2 契約類型毎の問題となりやすい契約条項と実務対応
 - ① 秘密保持契約
 - ② ライセンス契約
 - ③ 共同研究契約
 - ④ ソフトウェア開発委託契約

第Ⅲ講 M&Aにおける契約条項の基本と実務

- 1 M&Aとは何か
- 2 株式譲渡契約～非上場会社の買収を念頭に置いて～
- 3 株主間契約～ジョイントベンチャーの運営を念頭に置いて～

法務スタッフのための 「これだけは知っておきたい」ポイント解説〔紛争編〕 ～紛争事例で考える契約条項～

開催間近

セミナー概要

契約条項がどのような主張の根拠となるのか、また、紛争の予防もしくは紛争になった場合に交渉を有利に進めるためにはどのような契約条項が望ましいのかについて講師と受講者の対話も交えながら解説。

講師紹介

上村哲史 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

藤田知也 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

片桐 大 弁護士（森・濱田松本法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2024年12月18日（水）13時30分～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2024年12月17日（火）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆ビジネス・ロー・スクールでは、2012年から、「法務スタッフのための『これだけは知っておきたい』ポイント解説〔契約編〕」と題して、日常取り扱うことの多い契約条項の基本と実務、知的財産、M&Aをめぐる契約上の留意点等について、全3講・計9時間の研修講座を開催しています。
- ◆本講座は、その続編として、〔契約編〕で取り上げた論点の中からさらに深掘りして、具体的な事例を通じて問題となる契約条項を検討します。
- ◆契約条項がどのような主張の根拠となるのか、また、紛争の予防もしくは紛争になった場合に交渉を有利に進めるためにはどのような契約条項が望ましいのかについて、講師・受講者相互の対話を交えながら講義を進めます。

※〔契約編〕と合わせてお申し込みいただくと割引セット価格でご受講いただけます（契約編 66,000円＋紛争編 33,000円⇒セット価格 88,000円）。

〈セット申込〉



主要講義項目

1 一般的な商取引契約（売買・業務委託等）に関する契約条項

- ・契約不適合責任
- ・債務不履行責任
- ・損害賠償責任
- ・解除・中途解約

3 M&Aに関する契約条項

- ・株式譲渡契約
 - 表明保証違反
 - 補償請求
- ・株主間契約
 - 議決権拘束契約
 - 株主間契約違反時の責任追及
 - プットオプション・コールオプション

2 知的財産権に関する契約条項

- ・秘密保持義務
- ・ライセンスの範囲・条件
- ・権利の帰属
- ・保証・補償
- ・損害賠償責任

※本セミナーでは、検討用のレジュメを事前にお送りいたします。ご一読のうえご参加ください。

※本セミナー終了後、講師と受講者の交流会（食事付、参加費無料）を開催いたします。参加希望の方は、備考欄に「参加希望」の旨を記載のうえお申込みください。

先例から学ぶ 企業不祥事への備え（全 12 回） ～『企業不祥事インデックス』を紐解きながら～

LIVE 配信

セミナー概要

過去の不祥事案 167 件のエッセンスをまとめた『企業不祥事インデックス〔第 3 版〕』を用いて、これらの事案を紐解きながら、全 12 回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な執筆陣が解説。



上谷佳宏 弁護士（弁護士法人東町法律事務所代表社員）※

竹内 朗 弁護士・公認不正検査士（プロアクト法律事務所代表）※

上村 剛 弁護士・公認不正検査士（東京丸の内法律事務所パートナー）※ 他

※『企業不祥事インデックス〔第 3 版〕』の編者。その他の講師については商事法務 HP のセミナー案内を参照ください。

- 開催方法：LIVE 配信（Zoom）＋後日のオンデマンド配信
- LIVE 配信日程：10 月 1 日（火）～ 12 月 17 日（火）までの毎週火曜日 17 時 30 分～ 18 時 30 分
- オンデマンド配信期間：2024 年 11 月 1 日（金）～ 2025 年 4 月 30 日（水）
- 参加（LIVE）・視聴（オンデマンド配信）方法：
お申込時に登録いただいたメールアドレス宛てに参加・視聴用 URL をご連絡します。
同 URL を社内の参加・視聴希望者に共有ください。
- 申込期限：2025 年 4 月 16 日（水）
- 受講料：132,000 円（税込）／1 社

＜申込画面＞



- ※ お申し込み 1 口に対し、人数制限なく何名でも視聴いただくことができます（ただし同一法人内に限る）。
- ※ 参考資料として、『企業不祥事インデックス〔第 3 版〕』（商事法務、2024 年）を 1 冊無料贈呈します。
2 冊目以降ご希望の方は、1 冊目の無料贈呈書籍の送付時に同封する割引チラシよりお申し込みください。1 割引価格（送料別）でご提供します。

講座開設の趣旨

- ◆「コンプライアンス」や「コーポレートガバナンス」という言葉が企業に浸透する一方で、近年も検査不正など、様々な不祥事が発生し、企業経営に重大な影響を与えています。2015 年以降のコーポレートガバナンスの進展や取締役会の機能強化の流れに伴い、不祥事に対する企業の対応にも大きな変化が見られます。
- ◆そのような目まぐるしく変化する不祥事対応の時流の中で、あるべき有事対応とはどのようなものか、それを踏まえて平時からどのような備えをしておくべきか、悩むことが多いのではないのでしょうか。その観点からすると、過去の不祥事案は、それらを教えてくれる最良の教材、すなわち、有効活用すべき公共財であると言えます。
- ◆そこで、本セミナーでは、過去の不祥事案 167 件のエッセンスをまとめた書籍『企業不祥事インデックス〔第 3 版〕』（商事法務、2024 年）を用いて、これらの事案を紐解きながら、全 12 回の連続セミナーで種々のタイプの不祥事案を網羅的かつコンパクトに理解していただけるよう、経験豊富な同書執筆陣が解説します。
- ◆法務・コンプライアンス部門、内部監査部門など、ビジネスパーソンにとって最適なガイドとして、また、実際に発生してしまった不祥事の対応や今後の不祥事予防と発見の参考として、お役立ていただけるセミナーです。

予定講義項目

- ・ 製品事故・品質偽装・検査不正
- ・ 偽装・不当表示
- ・ 公正取引
- ・ 情報セキュリティ
- ・ 労働・ハラスメント
- ・ 不正会計・不実開示
- ・ インサイダー取引等
- ・ 反社会的勢力
- ・ 金融
- ・ 交通
- ・ 賄賂・腐敗
- ・ ガバナンス不全

講師の実体験から学ぶ半グレ対応 ～毅然とした態度で臨むための心得と備え～

セミナー概要

長年、反社会的勢力対応に携わってきた講師が、実体験をもとに具体的な半グレ対応の方法や心得を伝授。

講義時間：約 1 時間 30 分



森原憲司 弁護士（森原憲司法律事務所）

1992 年 10 月司法試験合格、1993 年 4 月司法研修所入所（47 期）、1995 年 4 月弁護士登録（東京弁護士会所属）・虎門中央法律事務所入所。2000 年 9 月アブラック企業内弁護士（2001 年 4 月より法務部長兼務、2005 年 9 月退社まで）。

2005 年 10 月森原憲司法律事務所開設。

主著として『内部通報制度調査担当者必携』（経済法令研究会、2020 年）、『金融機関の反社取引出口対応』（経済法令研究会、2014 年）、『苦情・クレーム対応とコンプライアンス—CS 主義の実践』（経済法令研究会、2009 年）、『反社会的勢力対策とコンプライアンス—CSR 主義の実践』（経済法令研究会、2009 年）

メディア出演として TBS「報道特集」にて名古屋でも講演の密着取材、「ひるおび」にてコメンテーターとして登壇のほか、YouTube「本気の内部通報制度 好事例紹介 伊予銀行」にて動画公開中。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 20 日（金）10 時～2025 年 2 月 20 日（木）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 2 月 13 日（木）
- 受講料：22,000 円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆暴力団については、暴力団対策法（暴対法）及び暴力団排除条例に準拠した厳格な関係遮断が各企業において進められているところです。一方、暴力団のような明確な組織構造は有しないが、暴力団等の犯罪組織との密接な関係がうかがわれるものも存在しており、警察では、こうした集団を暴力団に準ずる集団として「準暴力団」と位置付けています。いわゆる「半グレ」と称される反社会的勢力です。
- ◆しかし「半グレ」と呼ばれる存在は、法律や条例の間隙をぬって世の中に巧妙に潜んでいるのが実情です。反社会的勢力との関係遮断が求められる企業としては、半グレとの関係遮断も当然に重要な課題として位置付けるべき課題ですが、実際に何ができるのか？どこまでやればよいのか？といったことがよくわからない企業も少なくありません。
- ◆本セミナーでは、長年、反社会的勢力対応に携わってきた講師が、実体験をもとに具体的な半グレ対応の方法や心得をお伝えします。

主要講義項目

I 反社会的勢力という概念は機能していない

- 1 反社会的勢力の定義も反社会的勢力の公的認定機関も存在しない
- 2 不明確な反社会的勢力との関係遮断をどのように行っていけばいいのか？
- 3 大手銀行の事件を反社対応を誤った事件で片付けてよいのか？

II 半グレ対応の実態

- 1 暴力団構成員が激減する中で台頭する半グレ
- 2 半グレの活動領域は首都圏から全国主要都市へ
- 3 半グレに対して暴力団排除条項を適用することが難しい理由
- 4 反社会的勢力との関係遮断は暴力団排除条項が全てではない
- 5 半グレが取引先の役員になったときにどのように対応すべきか

内部通報制度 調査・認定・フィードバックの技術

セミナー概要

内部通報の調査からフィードバックまでの一連の取組みを適切に行うためのポイントや技術について、数多くの内部通報の調査やフィードバック等に関する相談を受け、また自ら調査等を行う弁護士が、自身の経験をもとに分かりやすく解説。

講義時間：約 2 時間 30 分

講師紹介 大月雅博 弁護士（阿部・井窪・片山法律事務所）

東京大学法学部卒業、1999 年弁護士登録（51 期）、阿部・井窪・片山法律事務所入所。2007 年米国ニューヨーク州弁護士登録。海外・国内を問わず、会社法、コンプライアンス、競争法、倒産法、知的財産権法、AI、不動産・金融等の種々の分野に広く携わっている。依頼者の価値観、理念を最大限尊重し、迅速なリーガルサービスの提供を心掛けている。経営法友会公益通報者保護法研究会アドバイザー。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 18 日（水）10 時～2025 年 1 月 14 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024 年 12 月 25 日（水）
- 受講料：33,000 円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆公益通報者保護法の改正により、指針に基づいて、法的体制整備義務を負う事業者は、通報を受け付けた場合、正当な理由がある場合を除いて調査が義務付けられました。また、内部通報の主たる目的である自浄作用の発揮は、精緻な調査に基づく事実認定・法的評価を得なければならぬため、その意味でも、調査は内部通報制度の中核に位置します。しかし、実際に調査を行うと、必ずしも十分な証拠が存在するわけでもなく、ヒアリングも容易ではなく、法的評価が困難なことも少なくありません。
- ◆また、指針では、法的体制整備義務を負う事業者が、書面による通報を受けた場合、通報者に対し、是正措置等の通知（フィードバック）を義務付けていますが、調査結果等を受けた通知内容は、通報者の意向に沿うとは限りません。その結果、フィードバックの内容に不満を抱いた通報者との間でトラブルになる場合もあります。通報者に対するフィードバックを無下にしてしまうと、内部通報制度に対する信頼を失う可能性がある反面、通報者の意向に忖度しすぎると、本来あるべき内部通報体制から乖離する危険があります。
- ◆そこで、本セミナーでは、内部通報の調査からフィードバックまでの一連の取組みを適切に行うためのポイントや技術について、数多くの内部通報の調査やフィードバック等に関する相談を受け、また自ら調査等を行う弁護士が、自身の経験をもとに分かりやすく解説します。

※ 本講は「公益通報対応業務従事者のための講座（セット）」の対象講座です（特別割引セット価格でご受講いただけます）。

主要講義項目

I 調査の要点

- 1 事業者が調査において悩んでいる点
- 2 調査に関して参考となる裁判例
- 3 調査のポイント、用意すべきツール
- 4 小括

II 事実認定・法的評価の要点

- 1 事実認定と法的評価の関係
- 2 事実認定
 - (1) 事業者が事実認定において悩んでいる点
 - (2) 事実認定のルール
 - (3) 事実認定に関して参考となる裁判例
 - (4) 事実認定のポイント
 - (5) 小括
- 3 法的評価
 - (1) 事業者が法的評価において悩んでいる点
 - (2) 法的評価に関して参考となる裁判例
 - (3) 法的評価のポイント
 - (4) 小括

III フィードバックの要点

- 1 事業者がフィードバックにおいて悩んでいる点
- 2 フィードバックのポイント
- 3 小括

IV まとめ

本気で取り組む! 内部通報の実効性向上 ～経営トップ・役員を巻きこんでの施策とは～

セミナー概要

実効性の高い内部通報制度を実現させるため、経営層を本気にさせるにはどうすべきか、また、経営層が社内に「本気」を示すにはどうすべきか、内部通報担当者として留意すべき点は何かなどについて解説。

講義時間：約 2 時間



講師紹介 沖田美恵子 弁護士（島田法律事務所）

中央大学法学部卒、2000 年 4 月検事任官（52 期）、2013 年 4 月弁護士登録。検事任中は一般的な捜査・公判に従事したほか、弁護士職務経験（2005 年～2007 年）、官民ファンドにコンプライアンス担当者として出向（2009 年～2011 年）、東京地検特捜部に在籍して証券犯罪、独禁法違反、贈収賄、巨額詐欺事案等の捜査に従事（2011 年～2013 年）。弁護士登録後は金融法務・一般企業法務を取扱い、危機管理・不祥事対応を中心に携わる。内部通報に関する制度設計、通報対応、改善対応助言等も行う。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 18 日（金）10 時～2025 年 1 月 14 日（火）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2024 年 12 月 25 日（水）
- 受講料：27,500 円（税込）／1 名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆改正公益通報者保護法（以下「改正法」）が施行され約2年が経ちます。各社、改正法に対応するための体制整備等は既に終え、運用も一巡したものと思います。
- ◆しかし、最近も不正や不祥事の発覚は後を絶たず、その中には、経営トップや役員の辞任に至った事例、企業の存続自体が危なくなった事例など、重大な影響を生じた事例も存在します。その原因の一つとして、内部通報の機能不全・実効性不十分が指摘されることも少なくありません。「真に機能する内部通報体制」を構築するには現場の担当者のみならず、トップをはじめとする経営層が「本気で」取り組むことが肝要です。
- ◆また、本年2月以降、消費者庁は「内部通報制度に関する意識調査」（いわゆる「1万人アンケート」）や「企業不祥事における内部通報制度の実効性に関する調査・分析」を公表するなど、企業に対し、さらなる内部通報の実効性向上を求めているようにも思われます。
- ◆そこで、本セミナーでは、実効性の高い内部通報制度を実現させるため、経営層を本気にさせるにはどうすべきか、また、経営層が社内に「本気」を示すにはどうすべきか、内部通報担当者として留意すべき点は何かなどについて、「1万人アンケート」の結果も参考にしつつ、解説を行います。加えて、公表されている調査委員会報告書を分析し、「真に機能する内部通報体制」を構築するためのポイントを危機管理・不祥事対応等のフィールドで活躍する講師が解説します。
- ◆受講された方が、本セミナーで学ばれたことを役員の方に共有し、経営トップや役員を巻き込んで全社的に実効性向上に取り組めるよう、お役立ていただきたいセミナーです。

主要講義項目

I はじめに ～改正公益通報者保護法への対応を再検証～

- 1 対応不備・誤解の多いポイントの解説
- 2 消費者庁による報告徴収、是正指導の運用状況とその影響

II 内部通報が機能しない原因と対策 ～1万人アンケート・公表事例も踏まえて～

- 1 経営トップや役員の「本気」をどう引き出し、どう示す？
～内部通報「だけ」を頑張っても実効性はあがらない～
- 2 そもそも制度が認識されていない？
- 3 制度を認識していても通報しないのはなぜか？
- 4 高リスクの不正が通報されないのはなぜか？
- 5 実際に通報した人の意見を活かすには？

III 今後の法改正・指針の改正を予想する

個人情報関連法令の総ざらい ～ケーススタディに基づいて～

会場開催

セミナー概要

ケーススタディも交えながら、適用される個人情報関連の法令を具体的に解説。

講師紹介 影島広泰 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〔第2版〕』（商事法務、2021）、『これで安心！個人情報保護・マイナンバー〔新版〕』（日本経済新聞出版、2022）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2023の「TMT（技術、メディア及び通信）」でLeading individuals。

開催日程等

- 開催日程：2025年1月24日（金）14時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年1月23日（木）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆個人情報の取扱いに関する案件を検討する際、個人情報保護法以外にどのような法令が問題となるのかがよく分からないとの声を聞きます。
- ◆本セミナーでは、個人情報に関する案件を検討する際に問題となり得る法令やガイドラインのポイントを、ケーススタディをベースとして総ざらいします。

※本セミナーは、昨年ご好評頂いた「個人情報関連の法務相談でチェックすべき法令総ざらい」（2023年12月15日）を再構成したものです。

※参考資料として、上記セミナーをきっかけに刊行した『個人情報関連法令スピードチェック』（商事法務、2024年）を1冊無料贈呈します。

主要講義項目

第1章 一般的に適用される法令

Case 1：顧客に向けてダイレクトメールを送信する場合

- ①電気通信事業法
- ②特定商取引法・通信販売
- ③消費者契約法
- ④特定電子メール法
- ⑤民法の定型約款
- ⑥個人情報保護法（マイナンバー法）
- ⑦刑事罰があるもの

Case 2：位置情報を使ったマーケティングを行う場合

- ①独占禁止法・優越的地位の濫用・特定デジタルプラットフォーム透明化法
- ②プライバシー権・肖像権（不法行為）

第2章 労務・人事分野

Case 3：採用応募者のリファレンス・チェックを行う場合

- ①職業安定法

Case 4：従業員の感染症に関する情報を社内で共有する場合

- ②労働安全衛生法

Case 5：従業員のモニタリングを行う場合

第3章 金融分野

Case 6：金融機関に対してITサービスを提供する場合

- ①個人情報保護法の金融分野ガイドライン
- ②安全管理措置等実務士心
- ③金融庁の監督指針
- ④FISC 安全対策基準

第4章 ヘルスケア・医療分野

Case 7：スマートウォッチの生体情報を使ってサービス提供する場合

- ①個人情報保護法の医療分野ガイドライン
- ②経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドライン
- ③次世代医療基盤法
- ④薬機法
- ⑤各種倫理指針
- ⑥3省2ガイドライン・医療情報安全管理ガイドライン・医療情報を取り扱う情報システム・サービスの提供事業者における安全管理ガイドライン
- ⑦民間PHR事業者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針

3 時間で分かる 個人情報保護法の基礎と実務

セミナー概要

個人情報保護法の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で、実務上どのように対応すればよいかを身につけられるように具体的に解説。

講師紹介 影島広泰 弁護士（牛島総合法律事務所）

一橋大学法学部卒業。2003 年弁護士登録、牛島総合法律事務所入所。現在パートナー弁護士。『法律家・法務担当者のための IT 技術用語辞典〔第 2 版〕』（商事法務、2021）、『これで安心！ 個人情報保護・マイナンバー 〔新版〕』（日本経済新聞出版、2022）ほか著書多数。The Legal 500 Asia Pacific 2023 の「TMT（技術、メディア及び通信）」で Leading individuals。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 18 日（月）10 時～2025 年 1 月 31 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 24 日（金）
- 受講料：33,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆個人情報保護法は、BtoC 企業のみならず BtoB 企業にとっても、企業が事業を営む上で必ず接することになる規制の一つです。ビジネスそのものの対象ではないとしても、従業員や取引先とのかかわりの中でも守るべきルールです。さらに、企業が保有するデータをビジネスに活用する動きが近年特に高まっていますが、データの代表格としても個人情報がいずれ意識されるでしょう。
- ◆この講座では、個人情報保護法というルールを守り、データとしての個人情報の有用性を発揮していくためのポイントを掴んでいただくことを目的としています。まずその軸として理解しておきたい基本の考え方から説き起こし、法律が想定している場面の中で実際にどのように対応すればよいのかをイメージいただけたところまで解説します。
- ◆グローバル社会の中での価値観や技術などの変化に伴い、「個人情報」と日本語で呼ばれるデータをめぐるルールは今後も進展していくものです。この講座を通じて、変化にキャッチアップできるようしっかりとした基礎を身につけましょう。

主要講義項目

I 個人情報保護法とは

- 1 そもそも何のためのルールか～有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護～
- 2 押さえておきたいキーワード～「個人情報」とは、「個人データ」とは～
- 3 いわゆる「プライバシー」との違い
- 4 個人情報保護委員会とは
- 5 国際的なルールとの関係、日本の独自性
- 6 個人情報保護法と併せて守るべきルール

II 場面でわかるチェックポイント

- 1 「取得」の場面
 - ・利用目的の特定と通知等～閲覧履歴を分析して広告を出す場合～
 - ・利用目的の変更～ダイレクトメール目的を後から追加できるか～
 - ・不適正取得～提供元が同意を得ていないのに取得したら違法か～
- 2 「利用」の場面
 - ・目的外利用の禁止
 - ・不適正利用の禁止～不当な行為を助長するおそれとは？
- 3 「保存・管理」の場面

- ・安全管理措置～外国の個人情報保護法制を調査しなければならない場合とは～
- ・委託先の監督～委託契約の条項のチェックポイント～

4 「提供」の場面

- ・第三者提供～社内での情報共有に同意が必要か～
- ・委託～委託（同意不要）と第三者提供（同意必要）の切り分けの基準は～
- ・共同利用～過去に取得済みの個人データは共同利用できるか～
- ・外国にある第三者への提供～外国の現地法人と共同利用できるか～

5 本人からの権利行使

- ・開示請求～「私の個人情報を全て開示せよ」と請求があった場合の対応～
- ・利用停止等の請求～「私の個人情報を全て消去せよ」と請求があった場合の対応～

6 社内ルールとプライバシーポリシー

- ・個人情報取扱規程
- ・プライバシーポリシー

7 万が一、漏えい等が発生した場合の対応

- ・氏名と住所しか分からなければ、全員に郵便を送付しなければならないのか？

ベーシック独占禁止法 ～事例で学ぶ独禁法の考え方～

会場開催

セミナー概要

主要な独禁法違反行為である不当な取引制限について具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておくべきポイントを元公正取引委員会事務総長である講師が分かりやすく解説。会場限定パートでは、講師のこれまでの経験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいただきながら、より一歩踏み込んだ独禁法の世界を示す。



菅久修一 ベーカー・マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）シニアコンサルタント

1983年 東京大学経済学部卒業、同年に公正取引委員会事務局入局。以降、在ベルリン日本国総領事館領事、審査局管理企画課長、官房総務課長、消費者庁審議官、公正取引委員会事務局取引部長、経済取引局長、事務総長等を経て（2022年7月退官）、2022年8月から現職。主な著書（いずれも商事法務）：『独占禁止法〔第5版〕』（編著）（2024年）、『はじめて学ぶ独占禁止法〔第4版〕』（編著）（2024年）、『独禁法の授業をはじめます』（著）（2021年）。

開催日程等

- 開催日程：2025年2月4日（火）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年2月3日（月）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆最近、「独禁法（独占禁止法）」というコトバを以前よりしばしば目に耳にするようになったし、仕事の中でも「独禁法」に絡んだり、絡んでそうなことに触れることがしばしばあるけれど、分かっているようで、なんかいまひとつピンときていないという法務担当者の方々、いらっしゃるのでは？「同業他社と変な示し合わせをしてはいけない」とか「取引先に変な圧力をかけてはいけない」んだらうなあ、とは思っているけど、正確に「独禁法」を理解しているという自信はないので、自社の活動で違法行為になり得るものを見落としているのではないだろうか、逆に、厳しくアドバイスし過ぎて、かえって自社の活動を無用に狭めてしまっているのでは、と懸念している向きもあるやに聞きます。
- ◆本セミナーでは、主要な独禁法違反行為である不当な取引制限（カルテル・入札談合）と私的独占、そして、不公正な取引方法の基本的な考え方を整理して、具体的な事例を交えつつ、法務担当者として押さえておくべきポイントを元公正取引委員会事務総長で現法律事務所シニアコンサルタントである講師が分かりやすく解説します。
- ◆また、会場限定パートでは、講師のこれまでの経験も踏まえて、かつ、出席者からのご意見・ご質問もいただきながら、より一歩踏み込んだ独禁法の世界をお話します。
- ◆経験の浅い担当者の方々から一定の知見をお持ちの方々まで、ぐっと視座を高められる（であろう）セミナーです。

主要講義項目

I 独占禁止法で禁止していること

- 1 目的と2つの「競争」
- 2 競争制限行為
- 3 不当な取引制限と私的独占と不公正な取引方法の関係

II 不当な取引制限

- 1 独禁法2条6項
- 2 共同して相互に、拘束
- 3 一定の取引分野
- 4 競争の実質的制限
- 5 カルテルと入札談合の違い
- 6 入札談合等関与行為防止法
- 7 通常の取引と入札取引と制服の取引
- 8 カルテル・入札談合は、なぜいけないのか
- 9 事例（9社会等を開催して合意／ハブ＆スポーク型／入札談合等関与行為防止法適用事件）

III 私的独占

- 1 独禁法2条5項
- 2 排除と支配
- 3 一定の取引分野

- 4 事例（排他条件付取引による排除／様々な手段での排除）

IV 不公正な取引方法

- 1 法定5類型と一般指定・特殊指定
- 2 公正な競争を阻害するおそれ
- 3 垂直的制限行為
 - （1）適法・違法性の考え方
 - （2）価格制限行為
 - （3）非価格制限行為
- 4 優越的地位の濫用
- 5 事例（再販売価格の拘束／拘束条件付取引／抱き合わせ販売／優越的地位の濫用）

V まとめ

■会場限定パート■

- ・公正取引委員会の立入検査について
- ・独禁法コンプライアンス意識が高まる最大のきっかけは？そして、それを持続するには
- ・価格転嫁の円滑化の取組み
- ・……

～従業員の離職を防ぎ、会社の生産性を上げる～

セミナー概要

カスハラの傾向と対策に精通し、その予防と解決に経験と知見を備えた講師が、カスハラの傾向や企業が採るべき事前及び事後のカスハラ対策を中心に解説。

講師紹介 中山泰章 弁護士・弁理士（日本橋法律特許事務所）

1992年3月早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、1992年4月日本生命保険相互会社入社、2000年4月司法修習生（司法修習54期）、2001年10月弁護士登録。
 主な取扱分野は、人事労務、危機管理・コンプライアンス、民事介入暴力・不当要求対応、M&A・事業承継、知的財産権など。
 上場会社の社外役員や学校法人の役員などを歴任し、企業の公益通報窓口やハラスメント相談窓口も務める。
 『労働問題ハンドブック 改訂版』（共著）（労働開発研究会、2023年）、『反社会的勢力の法律相談』（共著）（青林書院、2023年）、『労務管理のエキスパートガイドー事例でみる職場環境における配慮と問題行動への対処ー』（共著）（新日法規、2023）など著書多数。各所でカスハラ対応をはじめとする講演も多数行っている。

開催日程等

- 開催日程：2024年12月19日（木）14時～17時（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2024年12月18日（水）
- 受講料：33,000円（税込）／1名分

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆カスハラとは、厚労省より出された『カスタマーハラスメント対策企業マニュアル』（カスハラマニュアル）によれば、「顧客等からのクレーム・言動のうち、当該クレーム・言動の要求の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なものであって、当該手段・態様により、労働者の就業環境が害されるもの」と定義されています。2023年9月には、カスハラが労災認定基準に追加され、カスハラで精神障害を発症したとの労災認定は、同年度では、52名にのびりました。
- ◆カスハラは、従業員に過剰な心理的負担を与え、休職や退職の原因となるだけでなく、それによって、企業の生産性が低下したり、レピュテーションが毀損されたりするなどの深刻な影響が生じることが指摘されており、企業の重大なリスク要因となっています。企業には、従業員の離職を防ぎ、企業の生産性を高めるために、こうしたカスハラを予防し、発生したときの毅然とした対応が求められます。
- ◆『カスハラマニュアル』において従業員（被害者）のための相談対応体制の整備として相談窓口が、「人事労務部門や法務部門、外部関係機関（弁護士等）と連携できるような体制を構築するとともに、具体的な対応方法をまとめたマニュアルを整備し、相談対応者向けに定期的に研修等を実施することが有効です。」との記載もあるように、法務・総務部門もカスハラ対策に積極的に関わるのが重要です。
- ◆このように、近時は、B to C ビジネスを中心に、カスハラへの対処方針が打ち出されており、東京都が2024年10月4日にカスハラ防止条例を制定するなど行政の取組みも注目されています。
- ◆本講座では、カスハラの傾向と対策に精通し、その予防と解決に経験と知見を備えた講師が、カスハラの傾向や企業が採るべき事前及び事後のカスハラ対策を中心に解説します。

主要講義項目

- | | |
|----------------------------|----------------------|
| I カスタマーハラスメントとは | 1 従業員への影響 |
| 1 概念の整理 | 2 企業への影響 |
| 2 カスタマーハラスメントの分類 | 3 顧客への影響 |
| II カスタマーハラスメントの現況と傾向 | 4 近時の法改正の動向 |
| 1 近時の傾向 | 5 活用できる現行法 |
| 2 業界別の傾向 | 6 整備中の法令、条例 |
| III カスタマーハラスメントの具体的事例 | VI カスタマーハラスメントの予防策 |
| 1 裁判例 | 1 予防策を講じる上での視点 |
| 2 業界別の事例分析 | 2 社内体制の整備 |
| IV カスタマーハラスメントの原因 | 3 従業員への周知 |
| 1 社会的背景 | VII カスタマーハラスメントの事後対応 |
| 2 心理的要因 | 1 事後対応での視点 |
| 3 組織の問題点 | 2 具体的な対応フロー |
| V カスタマーハラスメント対応の必要性和法整備の動向 | 3 エスカレーションの手続き |
| | 4 ハラッシーへのケア |
| | 5 ハラッサーへの措置 |

企業法務における宣伝・マーケティング ～最新事例をベースに押さえるリスク管理の要点～

WEB 配信

セミナー概要

目まぐるしく変化する近時の規制動向を整理しながら、法務担当者等が理解しておくべき留意事項についてわかりやすく解説。

講義時間：約 3 時間



池田 毅 弁護士（池田・染谷法律事務所）

2002 年京都大学法学部卒業。2003 年弁護士登録。2005 年～2007 年公正取引委員会審査局勤務。2008 年カリフォルニア大学バークレー校修了（LL.M.）2009 年森・濱田松本法律事務所勤務。ニューヨーク州・カリフォルニア州弁護士登録。2018 年 10 月に独占禁止法・景品表示法・下請法等を中心的に取り扱う池田・染谷法律事務所を設立。2022 年日本経済新聞「今年活躍した弁護士ランキング」（独禁・競争法）総合 2 位／企業票 3 位に選定されている。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 8 日（金）10 時～2025 年 1 月 15 日（水）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日（火）
- 受講料：33,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆マーケティングツールとしての広告は、ウェブ、SNS 等の媒体も多様化し、多くの企業において、社内の広告を全て把握し、管理することは困難になっています。しかし、広告の仕方や表示内容によっては景品表示法のみならず各種の法令違反に該当しかねません。その場合、広告のために却って企業のレピュテーションを毀損するだけでなく、株主代表訴訟が提起されるなどの経営問題に発展することもあります。
- ◆事業部門・広報部門等ではインパクトや販売促進が優先され、「この程度であれば問題ないであろう」とか「他社でもやっている」といった判断も少なくなく、管理（法務）部門としてどのように対処すべきかについては悩ましい課題の一つです。
- ◆そこで、本講座では広告表示に関する法規制の全体像に加え、措置命令が急増している打消し表示やキャンペーンの延長等をはじめとする実務的な論点や、ステマ規制・確約等を導入する景品表示法の改正等、目まぐるしく変化する近時の規制動向を整理しながら、法務担当者等が理解しておくべき留意事項についてわかりやすく解説します。
- ◆特に、社内におけるリスクマネジメント、コンプライアンス体制の観点から、最低限押さえておきたい実務対応上のポイントについても具体的に紹介します。

主要講義項目

- 1 広告等表示における法的リスクの本質
 - (1) 表示媒体の多様化
 - (2) 抽象的な表示規制
 - (3) 表示違反と善管注意義務・内部統制構築義務違反
- 2 広告等表示に対する法規制の全体像
 - (1) 規制の対象となる表示
 - (2) 表示義務・禁止表示
 - (3) 取扱商品（製品、食品、サービス等）
 - (4) 取引形態（通販、金融サービス等）
 - (5) 企業責任（民事、刑事、行政）
- 3 広告等表示における実務対応
 - (1) ステマ規制・アフィリエイト規制の実務上の勘所
 - (2) 課徴金制度・令和 5 年景表法改正について最低限知っておくべきこと
 - (3) 比較広告等「攻めの表示」はどこまでできるか？
 - (4) 打消し表示・キャンペーンの延長・No1 表示等近時の執行トレンド
- 4 表示コンプライアンス体制構築の要点
 - (1) 事業部門・広報部門に対する法務部門等の関わり
 - (2) 実務的に機能するチェック体制の要点
 - (3) 不当表示に対する管理部門としての社内対応・当局対応

裁判例を通じて学ぶ 事業者のための製造物責任法の実務と応用

セミナー概要

実務対応に当たって押さえておくべき製造物責任法の裁判における具体的な運用ないしその解釈の在り方について、実際に起きた事故に対して裁判所が現実にした判断に基づいて、裁判での勝敗を分けたポイントを交えて解説。

講義時間：約 3 時間

講師紹介 原戸 稲男 弁護士（協和綜合法律事務所）

1992 年弁護士登録。損害保険会社、製造販売業者、建設業者等の顧問、また、地方公共団体の登録弁護士として、不法行為法、国家賠償法、保険法等の民事分野を主に取り扱っており、これまで多数の製造物責任に関する損害賠償の訴訟案件のほか不当要求等のクレーム対応を含む交渉案件の受任経験を持つ。2010 年には大阪弁護士会民事介入暴力及び弁護士業務妨害対策委員会委員長を務めた。

これまでに講師が担当した事件のうち公表されている事件としては、「茶のしずく石鹸」訴訟（事業者側、東京地裁平成 30 年 6 月 22 日判決、福岡地裁平成 30 年 7 月 18 日判決、大阪地裁平成 31 年 3 月 29 日判決等）、製造物責任法上、接着剤の「通常予想される使用形態」の解釈が争点となった訴訟（大阪高裁平成 24 年 1 月 13 日判決）等がある。

視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 20 日（水）10 時～2025 年 1 月 31 日（金）17 時
- 視聴方法：Eメールにて視聴URLと動画・資料等閲覧のパスワードをご連絡します。
- 申込期限：2025 年 1 月 24 日（金）
- 受講料：33,000 円（税込）／1 名分

〈申込画面〉



講座開設の趣旨

- ◆本講座は、製造物の製造・販売に関わる事業者の法務部に配属された後、実際に具体的な事案を複数担当した経験のある実務担当者を対象としています。
- ◆本講座では、抽象的な法律や学説等の説明よりも、実際に起きた事故に対して裁判所が現実にした判断を中心にして、製造物責任法の具体的な裁判での運用実態ないしその解釈の在り方を見ていきます。
- ◆現実の製造物責任の裁判では、事故をめぐる消費者対事業者（B to C）の紛争や事業者対事業者（B to B）との間の紛争がありますが、B to B の紛争においても、完成品製造業者対部品・原材料製造業者、製造委託先対製造委託元（販売者）の紛争など、同じ製造物事故でも異なる立場によって製造物責任法というツールの運用ないしその解釈の仕方には違いがあります。
- ◆また、製造物責任法は消費者のためだけの法律ではありません。製造物による事故で被害を被った事業者が製造物責任法を積極的に活用して自社の損害の回復のための手段として用いる場合もあります。
- ◆このような現実の様々な利害対立を背景として示された裁判例において、いかなる場合に製造者が責任が認められたのか、また、いかにして責任を否定することができたのかを、事業者の実務担当者の視点に立って具体的に何が勝敗を分けるポイントであったのかを見ていきます。
- ◆さらに、製造物事故がときに大規模消費者被害をもたらすことがあることを考慮して、特に B to C の事案で、深刻な事件の拡大を避けるために必要なことは何だったのか、事件化してしまった後の実践的かつ戦略的な対応として何をなすべきかについて、実際の製造物消費者被害の事案を振り返ってアイデアないしヒントを探っていきます。

主要講義項目

第1 製造物責任法の全体像

- ・製造物責任法の趣旨・目的
- ・過失責任から欠陥責任へ（被害者保護の流れ）
- ・欠陥の判断方法（総合的判断）

第2 欠陥の判断基準

- ・欠陥と事故発生との間の因果関係
- ・通常予見される使用形態と使用者の誤使用
- ・欠陥の判断基準時（製造物引渡の時期）における科学技術水準
- ・欠陥と製造物の特性
- ・欠陥と指示・警告上の表示

第3 製造物責任法の責任主体の範囲

特に、実質的製造業者の判断基準

第4 部品・原材料製造業者の抗弁

特に、部品・原材料製造業者からの独自の免責主張の可否（いわゆる汎用品の抗弁）

第5 損害の評価上の問題点

第6 事故発生後の対応上の留意点

サステナブルなビジネス展開のための 廃掃法・古物営業法等のリサイクル規制 AtoZ ～規制の概要から産業廃棄物処理委託契約書の留意点、行政対応まで～

セミナー概要

サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理した上で、廃掃法等の環境法規制や実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策を伝える。

講師紹介 猿倉健司 弁護士（牛島総合法律事務所）

上田朱音 弁護士（牛島総合法律事務所）

開催日程等

- 開催日程：2025年1月21日（火）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年1月20日（月）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

※本講では、オンデマンド受講を前提として1社（同一法人内に限り）何名でもご受講いただける法人申込プラン（1社につき税込55,000円）を設定しています。

＜申込画面＞



講座開設の趣旨

- ◆近年、サステナビリティへの関心が高まる中、多くの企業では、サステナブルなビジネス展開に向けた施策について、事業部門から法務やサポート部門に相談が寄せられることが増えています。一方で、企業が環境法令を遵守しつつ、廃棄物の適切な管理やリサイクルの促進を行うことが求められる現状において、違反が発覚した場合の罰則や企業イメージへの悪影響は深刻です。廃掃法（廃棄物処理法）や各種のリサイクル法や古物営業法といった環境規制は多岐にわたる上、各自治体ごとに条例の規制があり、またその解釈や適用には専門的な知識が求められ、実務担当者にとって非常に複雑です。
- ◆たとえば、リサイクル目的の処理であっても、場合によっては廃掃法の対象となる廃棄物の再生処理とみなされることがあり、事業者が意図せずに規制違反を犯すリスクがあります。また、産業廃棄物処理委託契約に不備があると、罰則や行政指導のリスクが高まる点も重要です。さらに、古物営業法についても、リユースやリサイクルビジネスが同法の対象となるかどうかの判断は難しく、特にこの分野で事業を展開する企業にとっては、法令遵守が不可欠です。
- ◆本セミナーでは、まず、サステナビリティを重視したビジネスを展開するために企業が押さえるべき要点を整理します。次に、廃掃法（廃棄物処理法）や各種のリサイクル法および古物営業法の概要を解説し、企業が遵守すべき法的基準や留意点について詳しく説明します。また、実務で見落としがちな産業廃棄物処理委託契約書の重要なポイントを、契約書の雛形を用いて解説し、企業がリスクを回避するための具体的な対応策をお伝えします。
- ◆さらに、行政対応に関するケーススタディを通じて、監査や行政指導に対する適切な対応方法を学びます。また、国内外の最新の法改正や条例の動向について、環境規制に精通した講師が実務経験を基に解説します。

主要講義項目

- 1 環境規制における企業のサステナビリティなビジネス展開サポートの要点
- 2 廃掃法（廃棄物処理法）の留意点とリサイクルにおける重要性
- 3 古物営業法の適用範囲とリユースビジネスへの影響
- 4 産業廃棄物処理委託契約書、マニフェストの留意点
- 5 行政対応のポイントとケーススタディ
- 6 最新の法改正や条例動向の解説

中国ビジネス再検討

～再編?撤退?激動の中国に翻弄されないために～

セミナー概要

実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考するために、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説。



唐沢晃平 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

中国メインランドにおける投資・撤退・再編・現地法人オペレーションに関する日系企業向けのアドバイス、中国法人に対する法務デューデリジェンス調査対応、中国当局に対する事業者結合届出対応等の中国関連法務を専門としている。仏国の大手法律事務所への出向、豪州留学の経験も有し、中国以外の諸外国との各種のクロスボーダー案件も幅広く取り扱っている。

中川裕茂 弁護士（アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業）

20年にわたり中国関係の法務を専門として、主として中国メインランド・台湾・香港その他アジア各国に関連する投資案件、経済安全保障分野（特に中国メインランド）、独禁法、企業不祥事対応、各種調査事案、内部通報対応、アンチダンピング等の通商問題、国際仲裁案件のアドバイスを専門的に行っている。

開催日程等

- 開催日程：2025年1月20日（月）15時～17時30分（質疑応答込み）
- 開催場所：株式会社商事法務会議室（東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階）
- 定員：40名（先着順） ●申込期限：2025年1月17日（金）
- 受講料：27,500円（税込）／1名分

〈申込画面〉



※本講では、オンデマンド受講を前提として1社（同一法人内に限り）何名でもご受講いただける法人申込プラン（1社につき税込55,000円）を設定しています。

講座開設の趣旨

- ◆ますます激化する米中摩擦や経済安全保障問題の深刻化を受けてのサプライチェーンの「脱中国依存」の動き、反スパイ法の改正を含む国家安全保障強化の動き、人口減少・高齢化による社会構造の変化や若年失業率の急上昇、長期化する不動産不況、中国電気自動車メーカーの世界的台頭、急速に進む中国AI産業の発展、中国政府による国産化政策の強化、蘇州の日本人学校スクールバス襲撃事件や深圳の日本人男子児童刺殺事件を受けて現地日本人社会で広がる動揺と不安…近時、中国を取り巻く情勢はますます複雑化しています。
- ◆日本国内でも「チャイナリスクの回避」や「脱中国」という声が大きくなっており、中国ビジネスの再編や撤退を検討する日系企業が増えているのも事実です。しかし、多くの日系企業にとって、中国は今なお重要な市場・投資先でもあり続けています。このような状況にあっては、周囲の声に踊らされることなく、実際の状況を見極めたうえで、冷静に対中投資のあり方を再考する必要があります。
- ◆本講座では、既に中国ビジネスを展開している日系企業の総務・法務担当者、中国現地法人の管理・経営担当者や法務担当者、及び、中国ビジネスの展開について頭を悩ませている全ての方を対象に、日常的に中国への進出・再編・撤退案件を取り扱っている弁護士が、現在の中国の投資・事業展開に関連する状況を概説すると同時に、いま日系企業が中国ビジネスを再検討するうえで知っておくべき最新の対中投資法務のポイントを、実例を交えつつ解説します。

主要講義項目

- | | |
|---|--|
| <p>I 中国ビジネスの「現在」を俯瞰する</p> <p>1 中国ビジネスの「再検討」の背景事情</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の経済・社会の状況 ・中国の地政学的問題 ・中国の国家安全保障の強化とその余波 <p>2 日系企業による中国進出・再編・撤退のトレンド</p> <ul style="list-style-type: none"> ・数字で見る中国進出・撤退 ・近時の中国進出・再編・撤退の具体例 <p>3 中国の外資導入政策の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外商投資法の制定とその影響 ・外商投資参入ネガティブリストの現状 ・進む外資差別の是正 <p>4 中国ビジネス概観</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済安全保障上の懸念からのサプライチェーンの見直し ・中国の「国産化政策」による製造業への影響 <p>II 中国ビジネスの再編・撤退の最新実務</p> <p>1 中国ビジネスの縮小局面における様々なニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・何を指すのか（完全撤退、事業縮小、連結外し等） ・中国ビジネス縮小の近時の事例紹介 <p>2 中国現地法人の再編・撤退</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再編・撤退で生じる労務問題 ー法律論とは異なる現地事情 | <ul style="list-style-type: none"> ー経済補償金の要求と会社側が取るべきスタンス ー交渉のポイント <p>・撤退において生じうる当局との問題</p> <ul style="list-style-type: none"> ー当局の許可が本来不要なのに求められる局面 <p>・持分譲渡</p> <ul style="list-style-type: none"> ー持分譲渡契約のポイント <p>ー買主の相違による規制の違い（送金規制、譲渡対価の柔軟性）</p> <p>ーディールのスケジュール</p> <p>ーセラーDDの必要性</p> <p>ー許認可への影響</p> <p>ー知的財産権とライセンスの処理</p> <p>ー商号変更とブランド価値の維持</p> <p>ー再編後のガバナンス（2024年7月施行の改正会社法対応）</p> <p>ー事業者結合届出</p> <p>・合併事業化・合併関係の解消</p> <p>・資産譲渡</p> <p>3 中国現地法人の解散・清算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・清算に必要な資金と増資のニーズ ・従業員対応、当局対応、取引先対応 <p>4 中国現地法人の破産</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中国の破産法の概要 ・おける外資企業の破産の可否 ・休眠会社化や夜逃げのリスク |
|---|--|

グローバル株式報酬制度の法務・税務上の留意点 ～基礎編と応用編～

セミナー概要

株式報酬制度の設計・導入の場面における法務・税務上の留意点の解説だけでなく、制度を導入後の運営における実務上の Tips についても幅広く解説。

(本講は 2024 年 2 月 28 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 齋藤宏一 弁護士

(アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業)

講義時間：約 5 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 30 日 (月) 10 時～ 2024 年 12 月 23 日 (月) 17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 16 日 (月) まで ●受講料：49,500 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 62240930

「基礎の基礎」から解説 法務担当者のための輸出管理・経済制裁

セミナー概要

輸出管理・経済制裁分野の初心者を対象に、基本的なフレームワークを「基礎の基礎」からわかりやすく解説。

(本講は 2024 年 3 月 14 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 大川信太郎 弁護士 (森・濱田松本法律事務所)

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 30 日 (月) 10 時～ 2024 年 12 月 23 日 (月) 17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 16 日 (月) まで ●受講料：33,000 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 63240930

基礎から確認 契約業務の実用知識 ～契約書審査・作成のための実務スキル習得を目指し、平易に解説～

セミナー概要

実用本位の立場から、契約業務経験の浅い担当者にもわかりやすく、豊富な実例を用いながら平易かつ実務的な観点で講義を進める。電子契約についても簡単に解説。

(本講は 2024 年 4 月 12 日・6 月 6 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 堀江泰夫 日鉄ケミカル&マテリアル株式会社
法務部シニア管理職／司法書士 (東京司法書士会) /
日本大学法学部非常勤講師

講義時間：約 4 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 30 日 (月) 10 時～ 2024 年 12 月 23 日 (月) 17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 16 日 (月) まで ●受講料：38,500 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 64240930

総務・法務担当者のための 廃棄物処理法・各種リサイクル法の基礎と実務

セミナー概要

事業活動から発生する多様な廃棄物・副産物について、適用される関係法令（廃棄物処理法、循環基本法、資源有効利用促進法等の各種リサイクル法）を網羅的に解説し、総務・法務部門における実務的な課題と対処方法を検討。

（本講は 2024 年 4 月 17 日収録セミナーの再募集です）

講師紹介 佐藤 泉 弁護士（佐藤泉法律事務所）

講義時間：約 2 時間 30 分

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 30 日（月）10 時～2024 年 12 月 23 日（月）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 16 日（月）まで ●受講料：33,000 円（税込）／1名分

セミナー番号 65240930

初心者のための 企業法務入門 ～ケーススタディを通じて法律実務を疑似体験～

セミナー概要

企業法務についての入門的知識の整理・習得を必要とする方＝初心者を対象として、企業法務の目的・対象・機能・組織など実務のフレームワークを総合的に学んでいただくための基礎研修プログラムで構成。

（本講は 2024 年 4 月 16 日収録セミナーの再募集です）

講師紹介 菅原貴与志 弁護士（弁護士法人 小林総合法律事務所）

講義時間：約 4 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 9 月 30 日（月）10 時～2024 年 12 月 23 日（月）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 16 日（月）まで ●受講料：38,500 円（税込）／1名分

セミナー番号 61241031

〔重点集中講義〕 総務担当者のための法律知識と法律技術

総務部門のご担当者が日常業務を的確に遂行していくうえで必要不可欠の法律知識とその効果的な活用方法（法律技術）について、具体的場面を想定しながら、事例を交えて平易に解説。

（本講は 2024 年 4 月 22 日収録セミナーの再募集です）

講師紹介 松本伸也 弁護士（丸の内総合法律事務所）

講義時間：約 6 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 31 日（木）10 時～2025 年 1 月 15 日（水）17 時
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日（火）まで ●受講料：44,000 円（税込）／1名分

総務・法務担当者用著作権法チェックポイント ～ DX 時代、AI 時代の基礎知識から、使う・守る場面まで～

セミナー概要

社内の取扱いルールの再確認を行い、社内啓発にすぐにも活用いただけるポイントについて、特に DX 時代においてトラブルが発生しやすい、オンライン会議やテレワーク、SNS の利用といった観点も含め、さらには生成 AI と著作権の関係についても盛り込んで解説。

(本講は 2024 年 5 月 23 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 池村 聡 弁護士 (三浦法律事務所)

講義時間：約 2 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 31 日 (木) 10 時～2025 年 1 月 15 日 (水) 17 時
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日 (火) まで
- 受講料：33,000 円 (税込) / 1 名分

情報システムの開発に関する法律問題 ～近時の裁判例を参考に～

セミナー番号 63241031

セミナー概要

近時の著名な裁判例を引用しながら、ベンダのプロジェクト・マネジメント義務、ユーザの協力義務、契約の解除、ユーザによる損害賠償、ベンダによる追加の報酬請求等、訴訟でも繰り返し判断されている重要な法律上の問題点について、ベンダ・ユーザの双方の立場から解説。

(本講は 2024 年 5 月 16 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 松島 淳也 弁護士 (松島総合法律事務所)

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 31 日 (木) 10 時～2025 年 1 月 15 日 (水) 17 時
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日 (火) まで
- 受講料：33,000 円 (税込) / 1 名分

企業担当者が留意すべきインサイダー取引規制のポイント解説

セミナー番号 64241031

セミナー概要

効果的な予防を図るため、インサイダー取引規制のポイントはどこかという点を、簡潔に解説するとともに、近時の重要事例についても紹介をし、社内教育などに役立てる。

(本講は 2024 年 2 月 29 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 上島 正道 弁護士 (西村あさひ法律事務所・外国法共同事業)

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 10 月 31 日 (木) 10 時～2025 年 1 月 15 日 (水) 17 時
- 申込期限：2025 年 1 月 7 日 (火) まで
- 受講料：33,000 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 61241108

法務担当者のための AI リテラシー プログラム

セミナー概要

生成 AI に興味はあるがまだ活用できていない、または生成 AI を使って日々の業務を効率化したい法務担当者の皆様に向けて、生成 AI の基本的知識等を伝えるとともに、生成 AI 利用の重要ポイントであるプロンプトのコツについても、講師による実演を通じてレクチャー。

(本講は 2024 年 7 月～9 月収録セミナーの再募集です)

講師紹介 照山浩由 株式会社コーポレート GPT 代表取締役

講義時間：約 30 分×8コマ

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 8 日（金）10 時～2024 年 12 月 26 日（木）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 19 日（木）まで ●受講料：8,800 円（税込）／1名分

セミナー番号 61241111

「従事者」と会社のための 10 か条の心得

セミナー概要

内部通報制度を「仏造って魂入れず」にしないための「従事者」と「会社」の双方の立場の心得を 10 か条として伝授。

(本講は 2024 年 6 月 10 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 森原憲司 弁護士（森原憲司法律事務所）

講義時間：約 1 時間 30 分

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 11 日（月）10 時～2025 年 1 月 14 日（火）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 25 日（水）まで ●受講料：16,500 円（税込）／1名分

セミナー番号 62241111

ベーシック公益通報者保護法

セミナー概要

消費者庁において公益通報者保護制度の企画立案に従事し、改正公益通報者保護法や同法に基づく指針案の立案を担当した講師が、公益通報者保護法全体の基本的な知識を分かりやすく解説。

(本講は 2024 年 7 月 3 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 中野 真 弁護士（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業）

講義時間：約 2 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 11 日（月）10 時～2025 年 1 月 14 日（火）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 25 日（水）まで ●受講料：27,500 円（税込）／1名分

公益通報対応業務の実務ガイド 2024 ～従事者・担当者のための Q&A～

セミナー概要

公益通報対応業務従事者の実務を中心に据えて、法的な義務と実務上のポイント・悩みどころ、各社の実務対応について詳しく解説。

(本講は 2024 年 7 月 29 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 中村克己 弁護士（国広総合法律事務所）

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 11 月 11 日（月）10 時～2025 年 1 月 14 日（火）17 時
- 申込期限：2024 年 12 月 25 日（水）まで ●受講料：33,000 円（税込）／1名分

セミナー番号 61241203

脱初心者のための 一緒に考える 英文契約実践講座

セミナー概要

英文契約に必要な知識や考え方を習得できるように、初心者から次のステップに進みたい方を対象に設計されたケースメソッド形式の講座。

(本講は 2024 年 6 月 28 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 辻野篤郎 弁護士（あしたの獅子法律事務所）

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 3 日（火）10 時～2025 年 2 月 13 日（木）17 時
- 申込期限：2025 年 2 月 5 日（水）まで ●受講料：33,000 円（税込）／1名分

セミナー番号 62241203

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイント

セミナー概要

電子契約・電子文書管理の法律・実務の重要ポイントについて、わかりやすく整理。法制化の最新動向についても、簡単に紹介。

(本講は 2024 年 6 月 13 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 宮内 宏 弁護士（宮内・水町 IT 法律事務所）

講義時間：約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間：2024 年 12 月 3 日（火）10 時～2025 年 2 月 13 日（木）17 時
- 申込期限：2025 年 2 月 5 日（水）まで ●受講料：33,000 円（税込）／1名分

セミナー番号 63241203

ベーシック景品表示法

セミナー概要

実務対応に必要な景表法を「ざっくり学ぶ」ことを目的に、事例を通じて、景表法の違反行為の要件を中心に解説。
(本講は 2024 年 6 月 7 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 古川 昌平 弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所)

講義時間: 約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間: 2024 年 12 月 3 日 (火) 10 時～2025 年 2 月 13 日 (木) 17 時
- 申込期限: 2025 年 2 月 5 日 (水) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 64241203

リーガルマインド 法律入門 ～法学未履修の総務・法務ご担当の皆様へ～

セミナー概要

体系的に法律を学んだ経験のない総務・法務担当者を対象に、身近な素材や最近の時事問題を例に、雑多な情報から法的に重要なポイントを見極めるために必要な「考え方」を涵養していただく。
(本講は 2024 年 5 月 23 日収録セミナーの再募集です)

講師紹介 弥永 真生 明治大学会計専門職研究科教授

講義時間: 約 3 時間

〈申込画面〉



視聴期間等

- 視聴期間: 2024 年 12 月 3 日 (火) 10 時～2025 年 2 月 13 日 (木) 17 時
- 申込期限: 2025 年 2 月 5 日 (水) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) / 1 名分

セミナー番号 61241216

ベーシック下請法

セミナー概要

下請法の初学者にも、下請法に日頃携わっておられる方にも役立つよう、どのような場合に下請法違反となり、どのような場合に下請法違反とはならないのかについて、その基本原理に立ち返って全体像が理解できるよう解説。さらに収録後のフォローアップ動画として、本年5月に公表された「買いたたき」に関する下請法運用基準の改正ポイントや、来年予定されている下請法改正の動向についても追加解説。

(本講は 2024 年 2 月 1 日収録セミナーの再募集です [フォローアップ動画付])

講師紹介 長澤 哲也 弁護士 (弁護士法人大江橋法律事務所)

講義時間: 約3時間30分

〈申込画面〉

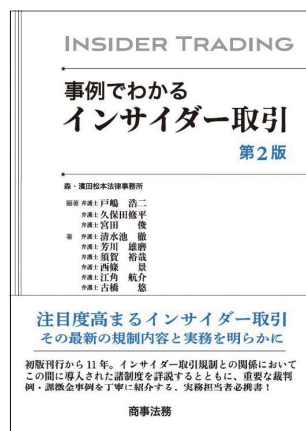


視聴期間等

- 視聴期間: 2024 年 12 月 16 日 (月) 10 時～2025 年 2 月 28 日 (金) 17 時
- 申込期限: 2025 年 2 月 21 日 (金) まで ●受講料: 33,000 円 (税込) / 1 名分

事例でわかるインサイダー取引〔第2版〕

関連セミナーは
本カタログ26頁



戸嶋浩二・久保田修平・宮田 俊〔編著〕

清水池 徹・芳川雄磨・須賀裕哉・西條 景・江角航介・古橋 悠〔著〕

インサイダー取引規制の実務解説書、待望の改訂

「インサイダー取引規制は、ビジネス法務の中でもあまり評判の良くない規制の一つであろう」（本書初版「はしがき」）。窮屈で厄介に思えるインサイダー規制の羅針盤として好評を博した初版から11年、金商法の理論面・実務面における議論の進展を丁寧に跡付け、課徴金事例・裁判例を網羅的に検討した令和版。

A5判並製／544頁／5,500円(税込)

ISBN978-4-7857-3123-6 2024年11月刊

〈主要目次〉

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| 第1章 インサイダー取引規制の概要 | 第6章 適用除外 |
| 第2章 インサイダー取引規制の対象者 | 第7章 J-REIT |
| 第3章 重要事実・公開買付け等事実 | 第8章 刑事罰・課徴金・民事責任 |
| 第4章 禁止される行為 | 第9章 インサイダー取引防止の実務 |
| 第5章 対象有価証券、公表等 | 第10章 インサイダー取引の調査とその対応 |

商事法務 好評既刊

個人情報関連法令スピードチェック

関連セミナーは
本カタログ46頁



影島広泰〔編著〕

牛島総合法律事務所データプライバシー&テクノロジーチーム〔著〕

法務担当者必携。個人情報関係法令・ガイドラインをスピード確認

個人情報の取扱いに関する規律は個人情報保護法だけでなく、各種業法・ガイドライン等多岐にわたる。本書は、個人情報に関する案件に従事する法務担当者のために、関連する業法・ガイドライン等を網羅的に拾い上げて解説を付し、具体的な案件において問題となりうる規律を素早く確認できるように工夫した。

A5判並製／384頁／4,840円(税込)

ISBN978-4-7857-3078-9 2024年9月刊

〈主要目次〉

- | | |
|---------------------------|------------------------------|
| 第1部 個人情報の取扱いに関する法令 | 第2部 ケーススタディ |
| 第1章 一般的に適用される法令 | Case1 顧客等に向けてダイレクトメールを送信する場合 |
| 第2章 労務・人事 | Case2 位置情報を使ったマーケティングを行う場合 |
| 第3章 金融 | Case3 従業員のモニタリングを行う場合……他 |
| 第4章 ヘルスケア・医療 | |



株式会社 商事法務

東京都中央区日本橋3-6-2 日本橋フロント3階 <https://www.shojihomu.co.jp>
TEL 03-6262-6756 FAX 03-6262-6804